

総務市民文教委員会記録

(平成25年9月25日)

1. 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第81号 平成25年度光市一般会計補正予算(第4号)〔所管分〕

説明：原田教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○加賀美委員

今、地域間交流事業で6名を派遣したと、そのうち4名は主催者側が出したと、2名分のこの予算計上をしたということですが、そこらあたりのところをもうちよっと詳しく御説明いただきたいと思うんですが。

○石丸学校教育課長

この6名と申しますのは、8月にシンサイミライ学校で宮城県のほうに派遣した6名の生徒でございまして、教育フォーラムとかいろんなところでずっと発表をしております。

継続的に本市の防災教育のリーダーとして、浅江中学校の生徒でございませけれども、ずっと活動をしてきておりますので、そのずっと一連の流れの中でこの6名を派遣して、そしてまた、引き続き戻ってから学習の成果を市のほうに還元させたいという思いで、ぜひこの6名というところにこだわって、残り2名のその補正をお願いいたしました。

○加賀美委員

聞き違えたかもしれませんが6名のうち4名は主催者側が負担して、残りの2名を今回補正出したというふうに聞いたんですけど、それは間違いですか。当日、この6名のうち4名がどうなって、あとの2名がどうなったという、そのところを教えてください。

○石丸学校教育課長

この防災ミーティングに派遣する6名というのは、7月にシンサイミライ学校で東北に派遣した6名でございまして、この生徒を引き続きこの防災ミーティングにも6名派遣したいと考えておりました。

この防災ミーティングに関しては、4名分の旅費については主催者のほうが負担するというのでございまして、どうしてもこの6名を派遣したいと考えましたので、残り2名分を市のほうで負担するというふう考えたということでございます。

○加賀美委員

主催者側としては4名しか出さないと、リーダーが6名おるから2名分を出した。そのところが聞きたかっただけです。

○森戸委員

今のところで、世界防災ミーティングというのはいつあるんですか。

○石丸学校教育課長

一応今予定では、来年の26年の1月10日から12日、オリンピックの記念青少年総合センターで行われる予定になっております。

○森戸委員

この13万円の内訳は。

○石丸学校教育課長

基本的には2名分の運賃、それから宿泊費等になっております。

○森戸委員

わかりました。

それと、保健体育の総務費のところちょっと聞き漏らしましたかもわかりませんが、大会が増えるから臨職員を増員したというような話だったと思うんですが、どんな大会がどのようにふえるんですか。

○穂山体育課長

大会は、御承知のとおり後半の行事が集中するということで、委員仰せのように、増える大会というのは今は考えておりません。

○森戸委員

いえ、大会が増えるというふうにさっき説明がありませんでしたっけ。

○原田教育総務課長

私が申し上げたのは、年度の後半に集中する体育関係の大会行事等の事務補助に対応するためのパート雇用という形です。

ですから、今年度新たにという意味合いではなくて、1年間の中で後半に集中するという形で御説明いたしました。

○森戸委員

了解。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

報告事項 光市スポーツ推進基本計画について

説 明：穂山体育課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○加賀美委員

今の光市スポーツ推進基本計画策定方針、非常に崇高な、形だけは立派なものができていると思うんです。

では、具体的に、市はそういうことで、どのようなことをいわゆる試案をしているのかと、例えば生涯スポーツの環境づくりに努めますと言いながら、いや、お年寄りが使うところの施設も、スポーツ公園にしても体育館にしても、どこにしても同じように料金を取っていると。

だから、そこあたりが、料金を取る、取らんという問題よりも、むしろ具体的にどのようなものをつくっていくかという具体論がもう少しこの中に織り込めないといけないとわからないと。生涯スポーツの環境づくりに努めますが何をやるのかと、生涯スポーツにどういう利点があるのか、市からの支援があるのかと。そういった面について、具体的な中身を入れないとわからないですよと。

形だけ、机上論に終わっちゃうんじゃないかと、その辺についてどういうふうにお考えになっているか、考え方を聞かせていただけたらと思います。

○穂山体育課長

委員仰せのとおり、具体的な計画があれば、もちろんそれに向けてということは考えられるのですが、私どもが今考えておりますこの基本計画は、先ほど申しましたが、国、県のその方向性を踏まえまして、光市の基本的なスポーツに関する考え方、方向性を示すものとして策定するものです。

○加賀美委員

だから、つくるだけだったら何とでも言えると。では具体的にこの10年間、何をやるのかと。例えば環境づくりとして、グラウンドなんか足りない、北側、西側、東側、この辺が、よく換算したらそういう施設、グラウンドをきちっとつくるのか、そういう具体的な今の問題点と解決策というのをきちっと整理してやっておかなければ、これはあくまでも机上論で、誰だって、じゃ、国が決めた、県が決めた、それと同じような文書をずっとつくって。

この前問題になったように、よその市のやつをさっとそのまま丸写しでも、基本計画ならできるわけです。

市として何をやっていきたいんだという、いわゆる核となるものをやっぱり何か考えてやらないと、こんなものつくったって意味がないような感じがするんです。

「意味がない」という言葉に語弊があるかもしれませんが、本当に何やるんだらうかと、「生涯スポーツの環境づくりをしております」と、言葉だけはいいです。では何をしますかと、そういうところも含めて、いわゆる市民懇話会などの機会があれば、アンケートとかパブリックコメントなんかで取り上げてみて、今、市に何が足りないんだと、だからどうしたいんだというある程度の方向性を示していただきたいと思います。これ要望としておきます。

話を変えてよろしいですか。

浅江小学校に実はジャングルジムがあるんですけど、そこに「使用禁止」という標識がずっと前から立っているんです。これは一体どうするつもりかと、「使用禁止」というのが書いてあれば、使っちゃいけないわけだから、使ったときに事故が起きたら困る。これはどうするのか。そこらあたり疑問を感じましたので、お答え願えたらと思います。

○原田教育総務課長

浅江小学校のジャングルジムについては、小中学校全てなのですが、この夏休みに専門業者による遊具の点検をいたしました。浅江小学校のジャングルジムについては、使用禁止という判定をいただいておりますので、当面の措置と

して、現状の形でロープを張って使用禁止の措置をとっております。

この施設自体については修理も不可能という報告を受けておりますので、本年度中には撤去したい考えでおります。

○加賀美委員

だから対応が鈍いと言っているんです。だめなら早くのけないと、もし使用禁止を子供が使った場合、管理不行き届きで訴えられたら負けます。使用禁止を勝手に入ったんだと。それで通りますか。だから、だめで危ないんなら早くのけると、そういうことをきちっと早目に、業者がだめだと言ったんなら。

それは、だから僕は今、修繕するんで張ってるのかなと思ってたら、今のお話ではのけるちゅうことです。のけるのは、今年度中と言わずに、すぐでもやるべきじゃなかろうかと思うんです。

だから、今回の補正でもちゃんと出して、お金が要るんなら、予算の枠の中でやれるんなら、それでやられたらいいと思うので、早くのけないと、もしそれを使って、子供ちゅうのはわかりませんから、何をするか。

29日には運動会もあるんですけど、地区の。そういうときに子供たちが来てからあそこで遊びよって落ちたと、じゃ管理責任はどこにあるかちゅうたら、これは早くのけないほうが悪いわけです。これは使えないということになっているわけだから。それを子供が勝手に入って使ったほうが悪いちゅう言い分は通らんと思うんです。だから、早目にのけると。

今度29日の地区運動会などは監視員を置くとか、そういう手をとって事故が起こらないようにしていただきたいと思います。要望としておきます。

○中本委員

それでは、1点ほど簡単に質問したいと思います。

今回、第16回の日本ジャンボリーがきらら浜で開催をされました。これは世界大会のプレ大会ということで開催をされました。内外含めて1万5,000人の子供たちが集まりまして、特にこれは第30回のアジア太平洋地域のスカウトジャンボリーも開催をされまして、外国から1,500人ぐらいの子供たちも来たということでもあります。

今回は、地域のプログラムが敷かれまして、光市に8月5日、6日、2日間、外国人の子供たちが光市に来光されまして、さまざまな行事を2日間にわたってとり行われたということでもありますので、その中身と概要について、どういう結果であったか、わかる範囲で報告をお願いしたらというように思いますので、お願いいたします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

それでは、この夏行われました日本ジャンボリー及び第30回アジア太平洋ジャンボリーが開催されましたことについて御説明させていただきます。

委員御質問のように、8月5日、8月6日、これは今回のジャンボリーの特色でもございます地域プログラムがございまして、県内の全ての市町にボーイスカウトが出向いて、交流などを行ったということでございます。

本市の概要について説明させていただきます。

本市は、8月5日に行われました地域プログラムにつきましては、ボーイスカウトの主催によりまして、約170名うち外国人88名の訪問があり、本市からは約100名のボランティアで、現地での対応者や通訳を、ガールスカウトが60名と、大和地区の子どもが40名で実施できました。

内容といたしましては、スポーツ交流村に全てのボーイスカウトが集まりまして、開会行事の後、3台のバスに分乗いたしまして、3コースに分かれております。1つのコースが、カンロ光工場と周防の森ロッジコース、1つがフィッシングパークと象鼻ヶ岬コース、1つがスポーツ交流村と冠山総合公園のコース、それぞれバスに分乗して訪問したところでございます。

まず、カンロ光工場におきましては、御承知のとおり、カンロの資料館が先般オープンしたところでございまして、工場見学などを行いまして、周防の森ロッジで大和地区の子供会との交流でピザづくりとか竹トンボなどの作製の、交流を行っております。ここにはバス1台で、国内の者が25名、外国人が20名と聞いております。

フィッシングパークと象鼻ヶ岬コースですけれども、これはフィッシングパークでの釣り体験を行いました。中には海のない国の子供たちもおられ大変好評だったと聞いております。

このあと、象鼻ヶ岬での清掃活動を行いました。国内のボーイスカウトが30名、外国人が33名の訪問がございました。

次に、スポーツ交流村での水上体験でボートに乗る、及び冠山総合公園周辺の清掃活動を行っております。ここには国内のボーイスカウトが26名、外国人が35名と聞いております。

いずれも夕方には本部のきらら浜へ帰省しております。

続きまして、8月6日ですけれども、8月6日は市の主催の歓迎行事といたしまして、110人のボーイスカウトが訪問を受けております。このうち外国人が約52名と聞いております。

最初に市民ホールでの子供みこしの歓迎行事。ほかに、ひかり太鼓の演奏、記念品の贈呈等行いまして、中学生リーダーの司会による交流を行いまして、その後、バス3台に分乗いたしまして、浅江小、岩田小、室積中学校に訪問し

ております。

浅江小学校では連だこづくりや、児童によるよさこいの披露がございました。岩田小学校では、書道体験や茶道体験などが実施されました。室積中学校では合唱披露や海商通りの散策が行われております。

これらの成果といたしまして、市民ホールで、先ほど言いました中学生リーダーの英語による司会や、各会場でのボランティアや、児童生徒の交流ができたということがあり、国際交流も高まったものと認識しております。

また、国内外から来られたスカウトや指導者の方に、光市の皆様との交流などにより、本市の自然や、人間性や水道局からいただいたおいしい水などの配付もございまして、光市を紹介することができたと感じております。

○中本委員

ありがとうございました。詳細にわたって報告をいただきました。

1日目はスカウト連盟の主催でありまして、各市内の施設を回って、工場見学もあって、非常にいい成果が出たなというふうに思っております。

6日の光市主催の歓迎行事を含めて、中高校生の運営や振興を行ったということは、非常に私も感銘をいたしまして、素晴らしいおもてなし含めて、市内の小中学校で体験たこ焼き、あるいはよさこい等々体験をされまして、国際交流、あるいは文化交流ができたかなというふうに思っております。

大変、生涯学習課の職員の皆さん、お疲れでございました。

27年度に世界のスカウトジャンボリーが行われます。今回はプレ大会でありますので、今回と同じような、27年度に同じようなプログラムを組まれるのかなというふうに思っておりますし、もし、そういう地域での各市町村での地域プログラムが開催できるのであれば、それを今回の行事を踏まえて、しっかりと27年度にそのような対応ができるような形をつくっていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○磯部委員

この基本計画のそのところを確認ですけれども、アンケートなんかの実施も18歳以上の1,000名の抽出、小学生、中学生を対象にしたそういうものも含めてやられているということは非常にいいことだと思っております。

パブリックコメントのやり方なんですけれども、どの計画、そういうものに対しても意外とこのパブリックコメントに対する意見というのは、私が今まで知るところに確認をしたところでも、ほんの数件、1件あるか2件あるかぐらいのそういう状況の中で、せつかくのそういう市民の意見、そういうものをいただきたいということで、12月議会の中間報告後にこのパブリックコメントを

実施されるというふうにお聞きいたしましたけれども。

今までとは違った方法でこのパブコメの周知。そのあたりをどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○穂山体育課長

パブリックコメントについて、その方法について、今委員言われたような、通常ホームページとか広報とか、それ以外にいろいろ考えて、なるべく意見が出るように考えていきたいと思っております。

○磯部委員

せっかくこうやって計画を出されるわけですから、スポーツは非常に大切な分野でもありますので、貴重な御意見を、いろんな幅広い世代の方にいただけるような工夫をしていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

計画のものはここまでなんですが、その他のところで確認をしておきたいことがございまして質問いたします。給食センターも、26年度9月に供用開始ということで楽しみにしておりますけれども、その跡地、また後の施設の、旧施設に対する利用、活用、そのあたりのことを、以前御回答あったかと思えますけれども、確認の意味で、済みません、もう1回お考えを聞かせいただきたいと思えます。

○呉橋学校給食センター所長

現在、給食施設は、大和センターと光センターがございしますが、新センターの建設によりまして、学校給食施設として両センターは役割を終えます。行政として新たにこの施設を活用することの予定がないこと、さらには無人となる施設を残しておくことは、防犯面や安全面に不安があるため、基本的には施設を取り壊して用地を売却したいと考えております。

これは、以前から申し上げておるとおりでございます。

○磯部委員

今、市全体の中で公共施設のマネジメントというものが今集約されております。統廃合も含めた施設の再配置、再編、そのあたりのこともあるかと思えます。

ですから、何と言ったらいいんでしょうか。決められて、安全な対策としてその跡地利用、更地にしてというふうな民間売却というふうなお考えもひとつあると思うんですけれども、さまざまな視点で、その施設の中身の問題、地域

との、いろんな意味で民間の活力、民間の知恵、そして、公共としてやるべき対応、さまざまな視点で、今公共施設のマネジメントが行われておりますので、細かなアイデアや利用、活用方法、利活用、何ができるかどうかということもいろいろ工夫を重ねた上での結果の判断ということで期待をしておきたいと思っておりますので、今後ともそのあたりのことも含めて御検討をいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

そしてもう1点、サンホームのことについて少しお聞きをしておきたいと思うんですけども、今まで市はサンホームに対する入居に対して、非常に多いニーズの状況を改善するために、第2サンホーム、また、新たなサンホームも浅江、島田とつくっていただいて、大和のほうに関しましては、タクシーで、ないところも活用できるような工夫も、今まで年次的にやっていただいたことに対しては、非常に利用される方にとってありがたいことだと思っております。

ただ、やはりその中で受け入れる先生方、また、学校との連携、また、今、子供さんも障害を持たれてる、そういった方も本当に心を込めて、そういう生徒さんも受け入れるという非常に柔軟な対応をしてくださっていることに対して、私非常に感謝をしたいと思っておるんですが、その中でも、受ける先生にとっては対応が非常に難しくなってきた、今、何年か前からかそういった先生に対する発達障害、当別支援に行かれています子供さんに対する対応、普通では、やはりなかなか難しい対応を、研修もしていただいております。

また、ことしもそういう予算も上がっていたかと思っておりますけれども、そうは言いながらも、なかなか多様な生徒さん、子供さんを受け入れる体制というのは非常に、私たちが思う以上に大変な現場ではないかなと思っております。

そのあたりの体制についての課題というものが若干あるのではないかなと思っておるんですが、わかる範囲で結構ですので、現状の課題みたいなものをお知らせいただきたいと思っております。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員仰せのように、サンホームは市内9カ所12教室を持っておりまして、その中で40名の職員が働いております。現在、入所児童は342名おりまして、従前より他の委員さんからも御指摘いただいております、指導員の確保や処遇改善には苦慮している状況がございます。

今、委員さんが言われましたように、職員の資質向上のために研修等を定期的に行っております。特に障害児等の御質問がございましたので、それにつきまして、昨年度の研修状況をお知らせしたいと思っております。

昨年度は、御承知のとおり7時まで時間延長を実施いたしましたので、その直前に光警察署の方をお呼びしまして、特に冬場は夜7時といえば暗くなって

おりますので、防犯対策、不審者対応についての研修を全職員に行っております。

その後、9月に県の児童センターへ「気になる子供の社会性の発達」という研修がございましたので、こちらへ6名の職員を派遣して研修を行っております。

それとあと、あいぱ一くでこの2月5日に行われました「教育と福祉の連携及び保護者、家庭への支援について」という研修がございましたので、8名の職員を派遣しております。

障害や安全対策に対する研修につきましては以上でございますが、現在、サンホームには市内の学校の特別支援学級から通所している子供、また、田布施の特別支援学校から通所している子供、約8名程度おりまして、それぞれの施設で対応を行っております。

中でも島田サンホームにつきましては、特別支援学校から2名の児童が通ってきておりますので、ここには1名加配という形で職員を張りつけて保育に当たっているところです。なかなかこちらが意図しない行動を突然とったり、当然預けられる保護者さんも大変心配していらっしゃるという状況の中で、家庭と学校との連携等もありますので、1名加配をつけて対応をしている状況でございます。

そのほか、もと教員の嘱託職員1名を教育委員会に配置しまして、これが月1度は必ず各サンホームに出向きまして、児童の様子、指導員の状況、学校との連携について研修や事務連絡等を行って現在連携をとっているというふうに認識しております。

○磯部委員

いろいろな現場の対応なり、そういった改善を年次的にやってくださっていることには本当感謝したいと思うんですけども、やはり、ここはおっぴい都市宣言のまちとして、子供にとってどうあるべきかという視点をなくしてはいけないと思っております。

親の立場や受け入れるほうのやり方、工夫、それだけを考えるのではなくて、やはりそこに預かって、そこで子供にとってどうなのかという、やっぱりそういった視点が親御さんにとっても、主催者であるこちらにとっても一緒に考えていかなきゃいけない視点でもあると思いますので、そのあたりのことを十分に配慮した現場の状況、学校との体制づくり、そのあたりのせっかくの今このサービスですので、しっかりとそういった指導体制ができるようお願いをしておきたいというふうに改めてお願いをしておきたいと思います。

○森戸委員

今、サンホームの話が出ましたので、関連で質問をいたします。

3月の委員会の際にサンホームの職員の待遇改善について質問したところ、「検討をします」というようなお話がございました。どのように検討をされたのか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

サンホームの職員につきましては、御存じのとおり、平常であれば放課後から延長を含めまして午後7時まで保育しております。これが長期休業中でありましたら朝8時から最長夕方7時までということで、大変長時間の労働になります。

サンホームによっては職員が午前、午後で入れかわったりとかの対応をしておりましたけども、この3月以降の春休みからシルバー人材センターから支援員1名派遣をいたしまして、昼休み、お昼前後に各職員が1時間は必ず休みがとれるようにということで、3名出勤している場合には3時間、2名出勤している場合には2時間昼休みをきっちりとっていただいて、リフレッシュして子供の保育に当たっていただくということで取り組みを始めておるところでございます。

○森戸委員

それは、私が質問をした後の話ですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今年度の春休みから実施しております。

○森戸委員

わかりました。

私は具体的に賃金に関してのお話をしたと思うんですが、その点はいかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

賃金の改善につきましては、その当時もお答えしたと思いますが、サンホームのみならず、やはり他の市立の保育園、幼稚園等の職員も類似ということでやっておりますので、サンホームだけというのはなかなか現状での改善は難しいのではないかという考えを今も持っております。

○森戸委員

一つは、募集をしてもなかなか集まらないというようなことで、資格の要件も緩和をされて今まで来たと思うんですが、現在、職員さんのなり手といえますか、その辺は充足はしていますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

現状は今、定員40名になっておりますが、実際今雇用している職員は39名でございます。これは、今月に入りまして1名の職員が、これ若い男性の職員ですけれども、教員志望で教員免許を所有しております、それが他の学校で産休代替が募集があり、そちらのほうに出まして、今そこが1名欠員になっております。

○森戸委員

わかりました。職員の御意見をしっかりと聞いてやっていただきたいなと思います。

それと、現在、中学校を卒業されて、ほぼ100%進学をされると思うんですが、でも100%ではない状況だろうと思いますので、進学されないケースはどのぐらいいらっしゃるんですか。たしか卒業されるのが467人ぐらいだったと思うんですが、進学しない以外のところはどんな状況になっているのかお知らせいただけますか。

○石丸学校教育課長

今、数字の持ち合わせがございませんので、また改めてお答えをいたします。

○森戸委員

たしか100%進学ではなかったと思いますので、一番知りたいのは、例えば就職ということもあり得るんだと思うんですけども、また学校に行っていないというか、いろんな理由があって行けないというか、そういったところに対するサポートはどうなっているのかというのが聞きたかったんですが、現状を見て、また質問をいたしましょう。

それと、図書館についてお尋ねをいたします。

大和の分室でございますか、これ3月か12月でしたか指摘をして、2人体制にはなっておりますが、しかし、臨時職員さんでの対応というようなことで、現在、司書の資格を持っていらっしゃる方がいないというような状態にあるんですけれども、これはそういうふうな状況で問題はないのかどうか。

○末岡図書館長

委員仰せのとおり司書資格がない臨時職員2名の雇用となっております。司書資格があるにこしたことはないのですが、当面4月からは1名の臨時職員が新たに雇用されましたが、最初の時期は、研修期間も含めて本館のほうから職員が指導に行ったりしながら対応をしておりますし、常に電話で連絡をとり合うようにしております。また、実際には図書館システムはオンラインでつながっております、その端末機の操作で図書資料等の検索をしたりすることもできるようになっておりますので。

それから、光市立図書館にない本の紹介につきましても、本館と連絡をとり合って他の図書館ではどこにあるか調べて相互貸借もできるとか、そうしたレファレンス等についても本館の司書と連携をとりながら対応をとっておりますので、これまでに特別司書資格がないからといったの問題が起きたことはございません。

司書資格があるにこしたことはございませんが、なくても業務ができる状況にはなってきております。

○森戸委員

じゃ、逆に司書がいるのといないのでは、どういう違いがございますか。

○末岡図書館長

そういった面では、司書資格を持っている方は専門的な知識を持っているということで、図書資料の中身についての知識は豊富であり、ある程度システムの操作によらなくても、どこにどういった資料があるとかということは司書のほうが詳しいかと思っております。

○森戸委員

じゃ、司書の資格を持っていなければやってはいけないこととは何ですか。なければいいんです。

○末岡図書館長

特にないんですけど、専門的な知識を要するということから、図書資料等を選ぶ、あるいは廃棄する、それらは基準に基づいてやっておりますけど、これについては司書資格がある者がやっているというところは違っております。

○森戸委員

わかりました。

次に小中学校のパソコンの配備状況と活用状況についてお知らせいただけますか。

○原田教育総務課長

教育用のパソコンとしましては、現在、小学校、中学校ともパソコンルームに配備しておりますが、小学校で、全学校合わせて186台、中学校も、たまたま同数で186台ということになっております。大体小学校であれば2人に1台程度、中学校であれば1人に1台程度というのが配備の目安となっております。

○石丸学校教育課長

活用状況につきましては、学習指導要領に基づいて実施しているということで、小学校では活用のスキル、活用の技術につきましては、総合的な学習の時間、こういったものを中心にして、情報の収集でありますとか整理、それから、発信、まとめる、こういったものを行っております。情報モラルについては、道徳の時間等、こういった中を中心に行っております。

中学校につきましては、活用のスキルにつきましては、主に技術家庭の時間で行っております。ただ、他の教科においてもいろいろな調べ学習を行う際にインターネットを活用するなど、いろんな場面で活用をしているかと思えます。情報モラルにつきましても中学校も同じように道徳の時間を中心に行っております。

○森戸委員

わかりました。基本的に小学校で2人に1台、中学校で1台というようなことで、この状況で足りているという認識でよろしいんですね。ハードの面とソフトの面。

○石丸学校教育課長

基本的にはコンピューター教室で使いますから、1つの学級の児童・生徒数が35人が上限ですから、中学校も小学校もこれぐらいの台数があります。小学校の場合は大体教え合いながら、大体2人ぐらいでそれぞれがやり方を相談しながらやっているケースが多いので、実際にこれぐらいの台数が、授業で使う台数としては十分ではないかなと考えております。

○森戸委員

十分であれば結構です。

それと、オリエンテーリングのパーマネントコースというものがあろうかと

思います。これ予算にも上がっているんですけども、実際にこれ利用がなされているのかどうかをお知らせください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御質問のオリエンテーリングのパーマネントコースについてお答えいたします。

オリエンテーリングのパーマネントコースは、市内には現在2カ所、これはオリエンテーリング協会が認定したコースで、具体的には市民の森コースと峨嵋山コースがございます。これ以外に周防の森ロッジの周辺に、これは市が独自で設定したコースがございます。計3コース、委員仰せの整備の予算が計上されているというのは、この3コースを対象に整備を行っているところでございます。

利用状況におきましては、先般の3月委員会でも御質問をいただいたところですけども、屋外施設であり、管理人等も不在であり、把握が困難であると答えをさせていただいたところでございますが、周防の森ロッジコースにつきましては、周防の森の利用者で利用するケースもございまして、こちらは年間約200名程度の利用があると聞いております。

あと、パーマネントコースの2コースですけどもこちらは一応県連盟のほうに登録している市のオリエンテーリングクラブの代表者の方に聞きますと、年数件の利用者からの問い合わせがあって、場合によれば地図の配付等も行っているとお答えをいただいております。申しわけございません。この2コースにつきましては具体的な人数の把握はできておりません。

○森戸委員

周防の森は子ども会のキャンプ等で使われているのは知っていたんですけど、それ以外のところはどうかされますか。利用が余りないようですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

年数件の利用で、必要により地図の配付等を行っているとお答えしたところでございますが、実際、オリエンテーリングクラブの方にお会いして、利用実態を調査は必要かなと考えております。

○森戸委員

せっかくあるんですから、使えるんなら使っていただくようにやったほうがいいと思いますし、必要ないと思われるんなら撤去したほうがいいですし、その辺はつくっている以上はしっかりと対応をしていただきたいと思います。

そんなにお金がかかっているわけじゃないんですけれども、せつかくあるんであれば、どうするかは常に考えていただきたいと思います。

それと似たような部分なんですけど、現在、スポーツ公園のアスレチックの現状、アスレチックコースといいますか、たしか使われてない使用禁止の部分もあったと思うんですが、その辺はどうなっていましたか。

○ 穂山体育課長

光スポーツ公園のアスレチックは現在、利用していただいているんですが、光市スポーツ振興会の指定管理になっておりまして、約3,000人の利用者があるという報告を受けております。

月に2回、職員による、指定管理者光市スポーツ振興会職員による職員の安全確認、腐食、摩耗、損傷、調査、点検をしております。

○ 森戸委員

前、使用禁止（聞き取り不能）もあったと思うんですが、それは撤去されているんですか。

○ 穂山体育課長

平成19年度に当時の都市整備課によりまして、専門業者による点検を実施しております。20施設のうち使用不可と判断した3カ所の施設を撤去しております。現在、17基の遊具により利用をいただいております。

○ 森戸委員

このスポーツ公園のアスレチックに関しては、40年近く恐らく設置からたつんじゃないかと思います。しかも丸太といいますか、木製ですので、恐らくこの耐用年数といいますか、相当これ超えているといいますか、いつどうなってもという怖い部分があるんですが、何ぼ点検をされているとは言いながらも非常に怖い部分は否めないと思うんですが、その辺はいかがですか。

○ 穂山体育課長

委員仰せのように、利用者の安全を第一に考えております。市の設置者としては、公園緑地課になるんですが、今後のこの方向性については協議しながらということになりますが、老朽化したら撤去の方針ということ聞いております。

また、冠山の総合公園にも子供が利用できる遊具が設置され、そちらも利用していただきたいと、だから、方針としては老朽化して、施設が使えなくなっ

たり、危険が増したら撤去ということになると思います。

○森戸委員

わかりました。かなり古いものでありますので、安全面はお気をつけをいただけたらと思います。

それと、新聞報道によると、東日本の大震災で、宮城県の石巻市の市立幼稚園の園児5名が亡くなられたという問題で、幼稚園側に支払いを求める判決が下されました。

それ中身は、津波は予想できたとして、園側の注意義務を厳しく問うというような判決で、いかに自分で判断できない子供たちの中で、学校や施設をどう守っていくかというところが課題だったと思います。

問題は、園側が情報収集を、津波が来たという部分の情報収集を怠ったということと、マニュアルの不徹底を指摘したことであろうと思います。

現在、小学校や幼保も含め判断がなかなかできないという部分の中において、避難に関してのマニュアルというものがあるのかないのか、校長先生等がかわられたとき、管理職等がかわったときに、そういうことがきちんと徹底をされているのかどうか、情報収集等はどのように定められているのかどうか、その辺の学校現場での情報をお知らせいただけたらと思います。

○石丸学校教育課長

小中学校につきましては、危機管理マニュアルという形でつくっておきまして、また、県からいろんな資料が送ってまいりますので、そういったものも見ながら見直し、そういったものを図らしております。

それから、避難訓練、これも各学校やっておりますので、一応現状ではそういった取り組みがなされているというところがございます。

○森戸委員

そういう取り組みがなされているということはわかるんですが、じゃ、実際に現場でそういうことを確認されたのかどうか。

今回のケースもそういうものがあっても、結局は運用されていなかったといえますか、そこが一番の問題だったので、例えば教育委員会からそういうものは本当にやっているかどうかはつきりわかっているかどうかのところが一番問題だと思うんですけど、その辺はきっちりなされているんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○石丸学校教育課長

防災のマニュアルにつきましては、学校訪問を既に行っております。その際に、学校が配備しておりますさまざまな書類、諸帳簿、こういったものを見まして、そのときに防災マニュアルを見ております。ただ、それを学校教育課のほうに集めているということは今現時点ではしておりません。

見直しにつきましては、今、教育開発研究所の部会というのがございまして、ここでもいろいろ防災教育にかかわる研究をしております。そういった中でもマニュアルの見直しに特化したものではないんですけども、そういったもののあり方については協議がなされているというふうに聞いております。

今後、そのマニュアルが実際に機能するものかどうかとかいうふうなことも含めて、また学校教育課のほうで集めていくことも検討をしていく必要があるかなど、今、委員のお話をお聞きしながら考えたところでございます。

○森戸委員

要は、こういった新聞報道が大々的になされたときに、うちの自治体ではどうなのかという想像力を働かせて、他山の石として検証できるかどうかにあるかと思っておりますので、ぜひ福祉のほうとも連携をしていただいて、実際に運用がされているかどうかも含めてチェックをしていただきたいなと思っております。

特に海辺の学校というのはそういう危険性がございまして、ぜひ一度検証をしていただきたいなと思っております。

それと、中学校の卒業かなんかの部分は何かあるんですか。

○石丸学校教育課長

済みません。先ほど昨年度の数字がないということでお答えしました中学生の進路状況でございますが、昨年度は、468人が卒業しております。その中の4人が就職したということで、進路未決定者はいません。

○森戸委員

わかりました。なければいいんですが、もしそういったケースが出た場合は、フォローする体制というのはあるんですか。

○石丸学校教育課長

一応卒業しておりますので、その後の動向につきましてはなかなか把握は難しいんですけども、旧3年生の担任というのは、実際はかなり気にしながら、例えば高校をやめたりとか、いろんな形の場合は学校のほうに相談に来るケースが多いと思っております。実際にそういう場合にそれなりの助言はしているという

ふうにご考慮しております。

○森戸委員

わかりました。中高連携でも漏れるケースというのは想定をされると思いますので、もしそうなったときにでは遅いと思いますので、ぜひそういう体制づくりといいますか、気にかけていただくような仕組みをぜひつくっていただきたいなと思います。

それと、中学生リーダー等について1点ほどお尋ねをいたします。

一般質問でもあったんですが、この制度は県内でも全国的に見ても素晴らしい制度だと思います。しかしながら、最初の開校の時点ではたくさんの生徒が集まるんですが、なかなか続かないというところが一番の課題であろうと思います。継続ということ、その点についてはどういうふうにご考慮いらっしゃいますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

中学生リーダー養成講座につきまして、現在250名程度が登録をしておりますが、たしか年度当初はたくさん来ております。ただ、生徒自身にもやはりクラブ活動とか課外活動とかございまして、なかなか参集できていないということでございますが、中学生リーダーの制度自体が、参加できるときに自由に参加しましょうという主旨でございますので、それに余り拘束する事は現在考えておりません。

○森戸委員

もちろん拘束云々はわかるんですけど、一旦入ったからにはというのが教育だろうと思いますので、その辺は私、今の発言はどうかなと思うんですけど、一旦入ってリーダーとして養成をするんですから、ある程度は企画委員さんなりから続けるというところの指導というのは、そういうのはあつてしかるべきだと思いますけれど、いかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

もちろんインセンティブというか、閉校式には皆勤賞とか優良出席賞とか努力賞とか、そういうふうなものを授与して啓発には努めておるところでございます。

○森戸委員

それは答えになってないでしょう。継続させるためにどうするんですかとい

うところで、これ非常に多いと思いますので、何か検討をする必要があるんじゃないですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

行事にもよるとは思いますけども、例えば冬の雪遊び等につきましては、多くの中学生リーダーに来ていただいておりますし、また先ほど説明しましたジャンボリーなどはこちらの要望に応じて集まっていただいておりますという状況でございます。

当然、基本的には、多いのが好ましい状態とは考えおりますけども、あくまでも学校とかクラブとかがある子供がおりますので、その辺は個人の良識に任せているという状況でございます。

○森戸委員

それはわかるんですけど、集めるだけ集めておいて、あとは御自由にとというのはちょっと違うんじゃないですかということが言いたいんですけど。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

各行事を実施するに当たりましては、事前に各学校を通じまして、各登録している子供等へは参加の案内はしており、そのうちから手を挙げて、子供のほうに参加を依頼しているという状況でございます。こちらから余り強く強制はしておりませんが、多ければ多いほどそれはもちろんいいとの考えは持っております。

○森戸委員

今の現状だと、何か続かないということになると、何か問題点があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどのように考えられていますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど言いましたように閉校式とかに優良出席と皆勤賞とかを設けておりまして、各個人の目標に応じた取り組みがされているのではないかと考えております。

○森戸委員

私はそういうふうには思わないんですけど、何かもうちょっと工夫があればいいのかなと思いますし、前にも言いましたけど、学校の例えば担任や部活の先生も含めて、もっと出やすい環境をつくるとか、先生自体が知らなくて、な

ぜ部活を優先しないのかといったことも前指摘をさせていただいたと思いますので、学校再度での理解を図るとか、そういう側面ももっと私は必要かなと思います。

実際にそういうクレームがありましたので、その辺の理解、普及というんですか、学校サイドへの普及というのはしっかりもっとやっていく必要があるんじゃないかなと私は思います。これは前にも委員会で発言をしたと思います。

それと、要は、あとはせっかく250人も入って、高校生になっていくというと、かなり非常に少なくなっていくので、ここも自由とはいえ、せっかく入って、本当数人に絞られてくると思いますので、そこも、中学生自体はまた指導する立場に立つ高校生のリーダー、その辺のところはまたひとつこれも課題だと思うんですが、その辺のところはどのように考えられますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

高校生の人数が少なくなっていくという御指摘だろうと思います。市内の中学生であれば、こちらのほうが各学校に出向きまして、事前に募集とか事務連絡等は学校経由、教員経由で行っておるところでございますが、高校となりますと、やはり市外の高校に出ている子供さんが多ございまして、こちらのほうで各学校を回ってというところまでは正直至っておりません。

もちろん中学3年生が卒業した後にもこちらからは郵便等で連絡はとっておりますが、個々の事情だろうと思いますが、少なくなっております高校への働きかけというのは確かに課題かというふうに思っております。

○森戸委員

わかりました。よろしく願いをいたします。

○四浦委員

何点か質問をさせていただきます。

市内の小中学校の教員のパソコンの現状がどうなっているかということと、市役所本庁のパソコンと合致させたいという動きをお聞きしておりますが、その経過についてまずお尋ねをします。

○原田教育総務課長

教職員のパソコンにつきましては、現在、小学校で191台、中学校で108台を配備しております。今おっしゃられた多分本庁とのシステムの部分でございますが、現在、本庁のパソコン等はセキュリティーの問題から、USBメモリーについては許可を受けた物でないと使えないというようなシステムになってお

ります。

学校につきましても本庁や教育委員会と同様、USBメモリの使用については制限される見込みでありまして、基本的には許可を受けていないUSBメモリは使えなくなる見込みでございます。

○四浦委員

セキュリティーの問題はうなずけるんです。うなずけるけれども、そのことを通じて本庁と学校現場、教職員のパソコンの扱いは随分違うと思います。

教育委員会ですから非常に詳しいから、私がえぐった話をしても何なんです、相当教員の多忙化が進んでいます。後の項で私はお聞きしますけれども、多忙化問題については。

その中で、どうしても時間内にこなせないということから、子育て真っ最中の先生も多くいらっしゃいます。そういう方たちがUSBメモリで自宅で御自身のパソコンを使って業務の継続をやるというふうなことをやらざるを得ないといえますか、一定の時間になると子供さんの関係もあつて帰らざるを得ないというふうなことから、そういうことが今まで行われていたんではありませんか。

○原田教育総務課長

表現的には、それが適切な表現かどうかというのも私もなかなかいい言葉が浮かばなくて、日常的な事務の持ち帰りというような形の表現をさせていただきたいのですが、学校における今おっしゃられた教員の事務の持ち帰りについては、教材等の作成や事務等が現状としてあるというのは理解しております。

○四浦委員

現状のそのパソコンについて、小学校108台と、こういうふうに言われましたが、教師そのものはそういう関係でUSBメモリを、御自身の物なのかどうなのか、あるいは学校で提供をされたものなのかどうか、そこをお答えください。

○原田教育総務課長

公費で購入された物と個人の物と両方ございます。

○四浦委員

野暮な聞き方をしますが、どれぐらいの割合ですか。

○酒井学校教育課主幹

私のほうでお答えします。

実際に学校で持ち帰りの業務が発生した場合は、今学校で既に幾つかセキュリティーの高いUSBを持っております。そういった情報管理の一環として、その中で許されたものを許可を得て持ち帰るというふうなことを現在やっております。

○四浦委員

どうも私が教育現場でお聞きした話とは大分違う答弁をいただきました。一般的に今までは教員がUSBメモリーを持ち帰るといようなことはやられていたと思います、ほぼ自由に。しかし、今回のこのこれから進められてようとしている措置は自由に持ち帰られない。

では、お尋ねしますが、セキュリティーが厳密になされているUSBメモリー、これをUSBメモリー1つ当たり何人の教員で分け合うことになりますか。

○原田教育総務課長

まだ現状においてこのUSBメモリーの使用の制限について、どのような対応をしようかということにつきまして、広報情報課、あるいは教育委員会等との協議等が、そこまでの具体的なところまではまだ進んでいないのが現状でございます。

○四浦委員

私はある種、いい機会にこの質問をさせていただいたと思っております。

というのは、決めてしまってからではなかなか後戻すというのが難しゅうありましようから。

では、せつかくさつき課長のほうで答弁をいただきましたから、新しいセキュリティーのがっちりしたUSBについては、現状でどの程度の数になっているか。1つのUSBに対してセキュリティーのしっかりした、何人の教員分に、教員が分担して使うというふうなことになっていますか。

○酒井学校教育課主幹

それぞれの学校が今、USB、セキュリティーの高いものを何本持っていて、何人ぐらいが共有してやっているかというところまでは把握はしておりません。

○四浦委員

議論したらやりがいがあります。いやとんでもない答弁をいただきました。

実態も調べてないで、これが前に進もうというふうになっているということがわかりました。直ちに現状の実態を調べてください。

それから、もう一つ大事なことを聞きます。これから進めるという計画の概要でいいです。期間も含めて、どういうスケジュールでこれを詰めていこうとしているかお尋ねします。

○原田教育総務課長

基本的には広報情報課の方がタイムスケジュール的なものは管理しておるのですが、大体本年度末ぐらいまでには内容について詰めていかなきゃいけないというような形でございます。

○四浦委員

ここは教育委員会とやりとりをするところでありますから、それでいいのかどうなのか、広報情報課の主導で進めていいのかどうか、学校現場の御意見も、これはもうちょっとよく聞かにゃいけんというふうに考えておられないのかどうか、実態さえつかめていない現状について、どうこれから先をタイムテーブルを設けていこうとしているのか、そこらをお聞かせください。

○酒井学校教育課主幹

先ほどからお話に出ております状況は私どもも十分理解しておるのですが、教員業務の特殊性に鑑みて、広報情報課、教育委員会等で今後協議を進めていって、現場の学校において混乱が生じることのないよう対応を進めていきたい。これが基本的な考え方でございます。

○四浦委員

教職員については、御意見を聞いた機会がありますか。さっきの答弁から推しはかると、私は余り聞いてないと思う。私ですら聞いて、100%と言っていいです。この措置は困ると言っています、先生方は。100%の先生が。いうふうなことで、その実態を、現場の思い、実態をよくつかまないまま少し前のめりになり過ぎているのではないかと思います。最高責任者の教育長の見解を問います。

○能美教育長

お尋ねであります、現場の教職員のからの声、この全てを把握しているとはまでは申し上げられないですが、今お示しのような声が出ているということは私も直接聞いております。

それぞれの学校の状況をしっかり踏まえて、今後の関係課との協議、これに

臨んでいく必要があると、このように考えております。

いずれにいたしましても、先ほど課長が答えましたように、学校現場が混乱しない、そういう対応を考えていかなければいけないと、このように思います。

○四浦委員

このテーマについてはこの程度にして、ただ、私は、教育長の今のお話にもありましたように、学校現場の声、特殊な現場でありますので、そのところをよく聞く努力をしていただいて、次のこのやりとりの機会には、もう少しそのところを詳しく御報告いただきますようお願いをしておきたいと思えます。

今のテーマとちょっと絡むんですが、今、教職員の置かれている負担というのは並々ならぬものがあります。文部科学省のデータを見ても、非常に大きなスピードでというか、メンタルの疾病で休職する先生がふえています。1999年に1,924人だったものが2008年には5,004人と、これは全国データですから、結構大きな数字になっています。

本来なら子供たちと向き合う時間、この時間を確保するために教員が非常に苦勞をするというのは当たり前ですが、雑務が多過ぎることから、文部科学省もついに腰を上げて、全国的なアンケート調査などもやられております。

まず最初に、全国的な実態を、教職員の置かれている。多忙化、疾病の状態、少し私は触れましたが、教育委員会としてつかんでいるものとして表明をしていただきたいと思えます。

○石丸学校教育課長

今、委員御指摘のように、学校の時間外勤務につきましては非常にさまざまな業務が入ってくる中で多忙化をきわめていると、全国的な状況につきましても文科省のデータとか、そういったものが来ております。

そういったことを踏まえて、市の状況につきましては、時間外勤務につきましては、毎月校長を通して実態把握を行っております。また、校長会とか教頭会の研修というのが月に1回程度ございますので、そのたびに教職員の勤務状況を管理職として把握するという、それから、それを踏まえての負担軽減については指導をしているところでございます。

○四浦委員

わかったようなわからんような、具体性のないお答えをいただきましたが、具体的にはいかがですか。時間外と申しますか、超過勤務、その実態は全国平均ではどの程度であり、そして、光市内では、光市内の小中学校の教職員は

いかほどであるかということを最新データで示していただければと思います。

○石丸学校教育課長

全国平均については数字を持ち合わせておりません。光市の平均につきましては大体4月から8月までを見ますと、平均が大体2時間ちょっと、2.5時間ぐらいの平均ではないかと考えております。

○四浦委員

時間が2時間ちょっとと言われたんですが、それは期間がわかりません。1カ月なんですか、それとも何カ月間のものなんですか、それとも1日分なんですか。

○石丸学校教育課長

1日で見えた場合の大体時間のそれぐらいにはなっているかと思います。

○四浦委員

これは答えにくい問になると思うんですが、先ほどは総務課長が若干言葉を選びながら答えていただいたと思いますが、持ち帰りです。風呂敷残業です。それは含まれておりますか。

○石丸学校教育課長

それは含まれていないと思います。学校から出てきた調査ですから、家に帰って何時間やっているというのは、要するに学校を出た時間です。それで調査をしておりますので、家での残業時間につきましては含まれていないと思います。

○四浦委員

文部科学省の調査では、今で言うところ、光市教育委員会は非常におくれちよることになるんですが、持ち帰り時間が出てきております。それは教師に対するアンケートでもとればリアルに出てくるんじゃないですか。そういうアンケートをとったことはありませんか。

○石丸学校教育課長

それはございません。

○四浦委員

ちょっと角度を変えましょう。時間外勤務というものがあります。さっき言われた2時間というのは、休日出勤は入っておりますか。

○石丸学校教育課長

全部含めた数字を平均して大体2時間ぐらいというふうに考えております。

○四浦委員

その超過勤務については手当が出ておりますか。

○石丸学校教育課長

土日の部活動については出ております。それ以外のものについては、教職員の場合は残業手当とか休日出勤に関する手当はございません。

○四浦委員

1日2時間というかなり少なくない時間外をやって、その手当が出てない。

では、休日の部活動については、時間外手当の金額の基準、これはどの程度ですか。

○酒井学校教育課主幹

部活動の手当につきましては、4時間、半日と、それから1日で決まっております。今、単価を正確に覚えておりませんが、たしか半日が1,400円、1日8時間やれば2,800円であったと記憶しております。もし違えば、また訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○四浦委員

いや、驚くほど低い金額であるということがわかりました。出ているというから、私はまともなはじき方をしている。市役所の本庁の職員から見たら考えられないような事態です。全くその1,400円などというような、半日でというようなものは、いわゆる月額賃金を基礎に置いたものでは全くないということがわかりました。

では、そこでお尋ねするんですが、大目安でよろしゅうあります。きょうの議論は余り長うとるつもりはないんですが、その多忙化だとか超過勤務の実態についてつかんでいるとすれば、先ほど2時間だとかいうふうなこと、控え目な数字が出てきましたが、これを短縮をしていく措置について、該課としてお答えをいただきたいと思えます。

○石丸学校教育課長

先ほど申し上げましたけれども、校長が集まる機会が月1回ございますので、その毎月のデータを踏まえて、時間外の縮減については指導をしております。

それから、学校教育課としては、さまざまな文書のやりとりにつきましては鑑を配付するとか、可能な限りメールを使うとかいうふうな形で、そういったものの縮減というか、業務の軽減に努めております。

それから、学校の中ではさまざまな会議がございまして、その会議の時間短縮、それから、なるべく事前資料を配付するとか、そういった形で会議が長引かないようにというようなことも指導をしております。現状で校長を通して指導をしている内容はそういったことでございます。

○四浦委員

私が時々学校のボランティア作業に参加したときに、ほぼ必ずと言っていいほど校長と教頭が、休みの日であろうと、そうでないときであろうと参加をされるので、気兼ねで、「先生方は忙しいんじゃないから、こういう作業までつき合わんで」、「いやいや、そういうわけにはいきません。皆さん方々こうやって苦労されよるのに、自分たちも参加しないわけにはいきません」と、こう言う。

そのときに、校長や教頭から話が出るのが、とても担任の先生にはこういう作業には加わってもらわけにはいきませんということで、さすがやっぱり、これはどの校長でも教頭でも同じようなことを言うんですが、さすがに現場の実態をよく知っている、日常的に接している管理職は、担任の先生の過労化というのは非常に痛感をしているというふうなこと。

一般的にはこういうことも言われています。例えば光市にある鉄鋼会社が、鉄をつくるための仕事、そこで働く人たちは鉄をつくる仕事を主眼に（聞き取り不能）ところが、学校の教員はそんなことになっちゃっらん。

本当は子供と向き合って、子供のために尽くさんにゃいけないのだけど、次の授業の用意をするゆとりもないから持ち帰りが常態化している。不登校の生徒が出るというふうなことで、それは保護者ともきちんと対応を協議をしなければならぬというふうな雑務に物すごく追われるというふうな事態がありまして、最初に言いましたように、文部科学省も相当重たかった腰を上げて実態調査に入ってまいりました。

ちょっとこのテーマで最後にお聞きしますが、そうしますと、教職員の定員というのは、生徒単位で言うと、35人に対して現状はどうか。それから、過去と比較したら、それはふえているのか減っているのか、そこをお尋ねします。

○酒井学校教育課主幹

教職員の定数につきましては、国の基準によりまして、まず定数というものが出来まいます。今お尋ねの過去からどういうふうな状況に、変わっているのか、増えているのか減っているのかという点については、今数字を持ち合わせておりませんので、また後日、お答えをさせていただきたいと思えます。

○四浦委員

肝心の話については、上がっているのか、下がっているのかという具体的な答弁はありませんでした。きょうは、教職員の多忙化を一步一步解消させ、本来の仕事である児童生徒と向き合う時間をいかにこの学校現場で教師の立場で確保をしていくかというテーマでやりましたが、最後に教育長の見解もお聞きしたいと思えます。

○能美教育長

教職員の多忙化という視点でのお尋ねであります。教職員の多忙化、これは確かに光市の各学校の状況を見てもそうした課題があると私自身も認識しております。

ただ、そうした状況の中で、管理職を中心にして、学校全体で、例えば学級で起きた問題や課題もその担任だけで対応するのではなく、学校全体の課題として役割分担をしながら取り組んでいく、そうしたことによって一人一人の負担を少しずつ軽減していくように努力はしてきておりますし、教育委員会としてもしっかりサポートしてきていると私は思っております。

いずれにしても教職員の健康ということが、一番最初にお話があった健康を維持する、保持するということが一番大事になってまいります。子供のためと思って授業の質を上げようとするれば、言葉を選ばずに物を申し上げれば切りがないというところも確かにあります。

そうした中で、一日一日の勤務が荷重負担にならない配慮も必要になってまいりますので、今後とも校長とともに教職員一人一人の勤務時間の管理について努力をしていきたいと思えます。

○四浦委員

いよいよこれは最後にといいますか、簡単なわかりやすいテーマなんですが、多忙化の解消の一つで、ごく部分的なものなんですが、学校の鍵あけという当番、これを教職員がやっておりますか、どうですか。

○石丸学校教育課長

現在の開錠当番、これを実施している学校はございません。現状では、ですから一番早く出勤した教職員があげているというふうな実態でございます。

○四浦委員

過去はやっていたということになりますが、全ての小中学校で当番制をとっていないというふうに理解してよろしいですか。

○石丸学校教育課長

そういうことでございます。

○四浦委員

それじゃ、これで終わります、私のほう。

○木村信秀委員

1点だけお尋ねをしておきます。先だってこの議会の中でもたびたび質問もあったんですけれども、通学路の安全緊急点検ということで、所管をまたいでこの場でもお示しをいただきました。その後の進捗状況と今後の計画というものがあれば、改めてこの場でお尋ねをしておきたいと思えます。

○原田教育総務課長

通学路の安全点検につきましては、合同会議に取り上げられなかった部分も含めて91カ所という形で以前御説明させていただいており、そのうち24年度末ぐらいの時期で、40箇所が完了、または実施中という形でお答えしておと思えます。

その40の上積みの部分なのですが、25年度の新規に完了または実施が見込めるのが約20カ所ということで、合わせて25年度末での完了、あるいは実施中の箇所については60カ所程度になるという形で見込まれております。

○木村信秀委員

わかりました。確かに進めておられるというのは重々承知しておりますけど、こういったものもどこまでやればいいのかということも難しいし、なかなかインフラ整備というのはすぐすぐにできるものでもないとは思っていますが、やはり子供の安全ということを考えれば、進捗状況、また、計画というものがどうなっているのかということはやっぱり気になるころでもございます。

よろしく願いしておきたいと思えますので、質問をさせていただきました。

○森戸委員

今の関連なんですけれども、ホームページを拝見をさせていただいて、きちんと手が打たれているなというのがよくわかりました。しかし、こういう点検をして、また新しくいろんな箇所が出てきます。

今回これだけ進み方が早くいったという要因は、警察やら教育委員会、市の土木、県の土木、地域も含めて合同点検をして、これについてどうするかという対策会議をやって強力に進めていったからだと思うんですが、今後、今上がっている以外で出てきたものに対して、そういう仕組みがとられていくのかどうかをお尋ねしておきたいと思います。

○原田教育総務課長

件数と内容等にもよると思いますが、現状としては、全く同じような仕組みでということまでは考えておりません。

ただ、私どもも年1回、学校に予算の関係でヒアリングに回りますが、その際、環境も変化しておりますし、その部分で今までのフォローも含めて、通学路の安全についてはお聞きする形をとっておりますので、そのあたりのことも踏まえて対応は今後考えていきたいと思っています。

○森戸委員

わかりました。要は、どっかの部署が責任を持っていろんな関係する部署、そういうところを巻き込んで責任を持ってやっていくという体制が一番実現する方法だと思いますので、これが終わったからと、せっかくの推進する方法ができたわけですから、そういうふうな責任を持っていく体制をぜひ今後も続けていっていただきたいなと思いますし、そうするのが一番早く問題を解決進める手だと思いますので、よろしく願いをいたします。

○木村則夫委員

私からも一言、光市スポーツ推進基本計画について、これは要望としてお聞きいただきたいとは思いますが。今回の計画に盛り込めるかどうかということでしょうけれども、今回の基本計画は、これはこれでよろしいかと思えます。

しかし、次の段階においては、具体的な展開というものがどういうふうに図れるのかというところが重要なポイントだというふうに考えるわけなんです、その中で、やはり光市の特性、特に今、地域特性を生かしたスポーツを、光市が発信していくというか、アピールしていくという、そういった視点だとか、あるいは企画といったものも必要なのではないかなというふうに考えています。

例えば海や海岸、あるいは山とか大峯のコバルトラインだとか、それとか幅

員の広い国道をも行かしたようなスポーツ、さまざま考えるだろうと思いますけども、そういったスポーツにはイベント的な側面もあろうかと思しますので、やはり、光市ならではのスポーツイベント、こういったものも今後考えていけるのかなというふうに思います。

いずれにしてもスポーツが、個人個人が、あるいはサークルや集団でただ楽しむだけじゃなくて、このスポーツを光市のイメージアップのためにつなげるような、そういったことも行政の一つの役割にもあろうかと思しますので、そういった視点も踏まえて、今後の行動計画というか、そういったものにつなげていただきたいなというふうに、これは要望といたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2. 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第85号 光市地域の元気臨時交付金基金条例

説 明：財政課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○森重委員

光市の地域元気臨時交付金ですけども、今回、2億幾らのお金が入っておりますが、基金にも積まれており、今回のこの条例の中で、第4条と5条と6条の文言について、詳しく説明をいただけたらと思います。特に、基金の運用から生ずる収益のあたりや市長が財政上必要であると認めるときの部分を、かみ砕いてわかるように、事例を通していただければと思います。

○森重財政課長

まず第4条、運用益金の処理でございます。

この運用益金といいますのは、基金から発生する利息でございます。これにつきましては、事業の財源に充てるということの規定でございます。

それと第5条、繰替運用でございます。

これは、財政上必要があるとき、歳計現金が不足する場合には、この基金をそちらに繰りかえて運用することができるというものでございます。当然、その繰りかえ後はこの基金に戻すということでございますので、一時的に歳計現

金として活用することができるということを規定したものでございます。

第6条でございますけれども、第6条は、これは本基金の目的に沿った場合にのみ、全部または一部を処分をすることができるという規定を設けたものでございます。

○森重委員

今年と来年度だけということですが、大いに活用をしていかなければいけないお金ですので。まず4条ですが、利息これは大体どのくらいを見ていますか。

○森重財政課長

現在のところ、積み立てる時期というのをまだ決めておりませんが、基本的には、利息はほとんど発生しないぐらいの時期になるのではないかと考えております。

○森重委員

5条ですけど、歳計現金について市長が財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、及び利息、利率を改めて基金に属する現金の歳計現金というのはどういうふうに捉えるんですか。そちらに繰りかえて運用すると、今おっしゃいましたけど。

○森重財政課長

歳計現金といいますのは、日々の市の支払いに充てる現金と考えていただければ結構だと思います。その現金が不足した場合に、一時的にこの基金を活用してその支払いに充てることができるというものでございます。

○森重委員

わかりました。

そして第6条では、処分することができるという意味をもう一度お願いします。

○森重財政課長

この元気臨時交付金を充当する事業というのは、これから国のほうにも計画書を提出することになりますけれども、その計画に基づく事業のために活用する場合にのみ、この基金を処分することができる。それ以外の活用はできないということでの規定でございます。

○森重委員

今から内閣府に宛てて、この事業と対象になるものに対する実施計画を提出して、そのことに対して、これが処分することができるということですね。そう理解していい。はい、わかりました。

あとは、後ほど次の補正予算のほうでまたお聞きをしたいと思います。

○森戸委員

有価証券に変えられることはないと思いますが、財政が思われる最も確実な有利な有価証券とはどういうものを想定されますか。

○森重財政課長

これは運用のことのお尋ねでございましょうか。

○森戸委員

運用云々というよりは、ここに、第3条の2に、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるというふうに書いてありますので、財政として見て、有価証券に変えることはないでしょうが、財政が思われる最も確実かつ有利な有価証券とはどういうものを想定されるのでしょうか。

○森重財政課長

実際には基金の保管の関係でございすけれども、今現在、有利かつ確実といますか、安全性を考えて、基本的には預金ということでの運用となりますけれども、ここに載せております最も確実かつ有利な有価証券として例として挙げるならば、例えば国債とかそういったものがあるのかなと思います。しかし、実際にはそういった活用をこれまで実施したことはございません。

○森戸委員

わかりました。いや、国債だろうとは思いますが、国債以外に考えていくということが、今後必要になろうかと思うんですよ。こことは直接関係ありませんけれども、資金調達という観点で、その辺は研究をしていただきたいなと思います。国債だけの認識では今後は困ると思いますので、よろしく願います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第81号 平成25年度光市一般会計補正予算（第4号）（財政企画部所管分）

説 明：財政課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○森重委員

先ほどに引き続きまして、地域の元気臨時交付金、この基金8,725万9,000円ですけれども、実際には今年度、26年度までで使いきらなければいけないということで、この8,700万幾らはどのようなものに予定をされているか。もう既に、国へのそういう実施計画書なんかも出さなければいけないということですので、ほぼ確定しているのではないかと思います。

○森重財政課長

基金に積み立てました財源の活用でございますけれども、平成26年度におきまして、単独事業として毎年度実施しております道路などの既存のインフラの整備に必要な財源として活用してまいりたいと考えているところでございます。

○森重委員

本来ですと、借金をしてインフラ対策をしなければいけないところに、こういう交付金、元気臨時交付金が入れば、その利息というところでちょっと浮きが出るのではないかと思いますけれども、効果額といいますか、そこまでに及ばないらしいので、なかなか財政が厳しいですから、この交付金を使うことによって浮いたものといいますか、本来は借金して利息を払っていかなければいけないものが、浮けば、その浮いたお金をさらに何らかの形で市民に貢献したり、より元気が出るようないろんな事業を展開したりということが、本来は望ましいと思います。光の財政としては、なかなかそういうところは及ばないという現実なのですか。

○森重財政課長

25年度の例で申し上げますと、当初予算におきまして、財源不足を補うために、財政調整基金、減債基金合わせて3億円を取り崩しております。こういった状況は26年度につきましても変わらないものと考えております。このため、交付金につきましては、新規事業というのではなくて、起債の圧縮や一般財源

に充てることで財政運営上、市債残高も減ってまいりますし、そういったことでの活用を考えているところでございます。

○森重委員

確かに財政を見るとそうだと思います。けれども、それだけ市の財政も、今後といいますか国そのものもそうなんですけども、やはり市の財政も縮減傾向といいますか、やはりなかなか厳しい状態であるということをも市民にもしっかりと納得していただく。その中で、いかに住民サービスをしていくかということで、そのあたりの発信を何らかの形でやはりしていかなければいけないなということを、ぜひこれは要望しておきたいと思います。

○加賀美委員

臨時財政対策債が2億3,120万円ほど減してあるんですけども、現在の額が何ぼで、減したらその後幾らになるのか。で、2億3,100万円、何で減せたのか。さっきお話になった2億1,000万円のいわゆるその地域の元気臨時交付金が、それとは関係ないですね。そこら辺ちょっと、その関連性を含めて教えていただけませんか。

○森重財政課長

まず、変動理由でございますけれども、このたび普通交付税の額が確定したことに伴いまして、普通交付税の額、臨時財政対策債の振替額というものを調整させていただいているわけでございますけれども、まず普通交付税、これの予算との乖離でございますけれども、予算編成時点におきましては、普通交付税の算定に必要となります各種算定項目の単位費用や補正係数等が明らかになっておりません。このため、見込みによる数値で計算せざるを得ないという事情がございますので、どうしても確定数値との差が生じるという状況でございます。

また、臨時財政対策債につきましては、国の交付税の予算額と、普通交付税の全体の積み上げ額、各市町の要求額との差に左右されるものでございますので、不足額が多ければ、臨時財政対策債に振りかえられる額も多くなる。少なければ、少なくなるという状況でございますので、これも国の予算に左右されるところでございます。

結果としてどのようになったかでございますけれども、普通交付税が当初予算32億5,000万円に対しまして1億3,500万円増の33億8,500万円。臨時財政対策債が当初予算16億7,000万円に対して2億3,100万円減の14億3,900万円。合計で見ますと、当初予算49億2,000万円に対しまして9,580万円減の48億2,400万円と

なったところでございます。

○加賀美委員

基本的には、その16億7,000万円が14億円になって、つまり2億3,100万円ほど減ったということですね。それは何で減ったのかちゅうところが、今、地方交付税が1億3,500万円ほど入ってくるようになったからちゅうのは、今わかりました。残りの1億円は何なのですか。

いや、だから基本的に、臨時財政対策債ちゅうのは、全体の枠の中で、地方交付税が少ないので、地方交付税を国が払えないので、借金をして賄いますちゅうことでしょう。それが16億円やったと。ところが交付税でくれたから、1億3,500万円。だから14億円になったと。それはわかるんですけど、この2億3,120万円というのは、内容はどういうことですか聞いています。

○森重財政課長

臨時財政対策債というのは実質的な普通交付税でございますので、考える際には、普通交付税と臨時財政対策債を合計した額で比較する必要があるかと思えますけれども、この合計額が当初予算に対しまして9,580万円減となっておりますので、普通交付税の差と臨時財政対策債の差が一致しないというのは、ここに原因がございます。

○加賀美委員

わかりました。だから、9億何ぼがあったと、それを足したから2億3,100万円になったちゅうことですね。うん、それならわかります。

それからちょっと、後ほどまた説明があるんですか、地方債の補正のところ。これがそうですよね、臨時財政対策債の。次の14ページ、これですね、そうですね、わかりました。

じゃ、ちょっとそれに関連して、ちょっと一つお尋ねしたいんですけども、この起債の方法ちゅうのがありますよね。この起債の方法はどういうふうになっているんですか。だから、この14億円を借りますよね、国から。いや、国から借りるんじゃないんですか。

○森重財政課長

実際には金融機関から借り入れることになっております。

○加賀美委員

金利はどのくらいですか。

○森重財政課長

金利につきましては、今後、金融機関との間で確認するといえますか決められることとございます。今現在ははっきりしておりません。

○加賀美委員

どうも過去からの事例をずっと見たときに、金利、もちろん元金と金利については、国が2年据え置きで、あと20年間で支払ってくれるわけでしょう、交付税の中に。だったら、その金融機関に借りるのは、できるだけ少ないほうがいいわけですね。それはないんですか。それやけうまく、何ぼでもええと。貸してくれりゃ、その分だけ国が全部、利息と元金について、その20年で交付税の中に払ってくれると。まあ、払ってくれるという言葉はよして、高額交付税に上乗せしますと。そういうことだから、金利は何ぼでもいいという感覚ですか、国のほうは。その辺はどうなんですか。

○森重財政課長

確かに普通交付税で元利償還金を国が基準財政需要額に算入するということになっておりますけれども、借り入れることには違いございませんので、元金、利息ともに、これを予算計上しなければなりません。このため、金利につきましてもできるだけ低く、市にとって有利なものとなるようなものにしなければならないと考えております。

以上でございます。

○加賀美委員

じゃ、それに対して、国から、ここの金利の低いここを借りれよというような指示はないと。各地方自治体が好きなようにして、そしてそれを、各地方自治体によって高いところと低いところがあってもそれは問いませんというような、国は感覚でいるのでしょうか。

○森重財政課長

この各市町が借り入れることについての、国からの例えば利息の設定なりのそういったものはございません。

○加賀美委員

逆にこういうことはないんですか。国は、先ほどお話のあったように、交付税の中の、交付税として元金と利息を20年に分けて繰り入れしてもらえるとい

うことになったときに、金利は国が決めた金利で支払いますちゅうことはないんですね。市町が借りた利息分に対して、きちっとその後は、国から、こちらが要請した金額に対して、それを認めてくれるという考え方でよろしいんですか。いや、国は一定の金利、この金利で交付税の中に利息分を入れますちゅうようなことはしないですね。

○小田政策企画部長

臨時財政対策債の借り入れについてのお話でございますけれども、御承知のとおり、臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源として、国が後年度交付税で改めて元利を見てくれるという制度でありまして、それは、理論数値で将来元利を見てくれるということでもあります。恐らくその理論数値っていうのが、全国的なその金利の平均であるとか、どういうふうにしているのかわかりませんが、理論数値で交付税に算入していただきます。したがって、市のほうで例えば1.0%程度で借りたとすれば、国のほうの理論数値としての算入額は、それ以上の例えば1.1とか1.2とかの利子分を見ていただいていますから、厳密に計算すれば、うちが元利償還金で返す以上に地方交付税の理論数値に入っていると、需要額として算定されているということです。

ただ、そうはいいまして、その国のほうの理論数値がどうなるかわかりませんので、我々とすれば、なるべく安い金利で借りたに越したことはないわけですし、できれば、借りなければそれに越したことはないということではありますが、先ほど来、財政課長申しておりますように、財政運用上、本来であれば地方交付税の一般財源として我々は活用できるものが、それから削減されているわけですから、これはやはり最大お借りをして財政運営に回していかなければ、財政運営がちょっと厳しいかなというような状況になります。そういう内容になっています。

○加賀美委員

大体わかりました。だから基本的に、私が先ほどから言っているのは、ここに5%以内で借りますと、利率の。それはだから先ほども申しましたように、高いところを借ったら損するんじゃないかというところがちょっと心配だったんで、今のお話によれば、やはり理論値で国もやってくると。だから、理論値以下で借るような努力をすれば、それは何とかできるけど、それを5%みたいな高いやつで借ったんじゃ負担が多くなると、そういうことですね。そこんところをちょっと確認したかったんで、ここらあたりは財政当局の努力で、できるだけ安いのを借りていくということにすればというんじゃないかと思いました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。

1つは、今年度の予算を見ると100万円だったかな、市勢要覧の制作をしていらっしゃると思います。現状はどんな感じでしょうか。

○坂本広報情報課長

市勢要覧につきましては、平成26年度に新市誕生10周年を迎えることから、新しい市勢要覧を作成するというので、25年度、26年度の2カ年事業を行うこととしております。

進捗状況でございますが、作成につきましては、作成業務を委託して行うこととし、同時期に商工観光課が作成します観光パンフレットと一緒に、それぞれの刊行物の作成目的や役割を相互に補完し合い、相乗効果が得られるような総合的な視点での企画、提案を募集することとし、公募型プロポーザル方式により事業者を募集したところでございます。現在、1次審査、2次審査を経て、請負予定者と仕様及び価格等の最終確認を行っているところでございます。

○森戸委員

わかりました。今、観光パンフのお話でしたが、通常ある既存の観光パンフレットをこのセットでやって、リニューアルをするということなので、いや、市勢要覧とは違いますが、観光パンフのお話だったので、現状、観光のほうにある分をリニューアルするということも含まれているということですね。

○委員長

所管外になりますね。

○森戸委員

今の観光パンフを、今ある既存の観光パンフをセットで合わせて発注すると

言われましたので、観光パンフレット側のもりリニューアルをして、ここで一緒につくるんですかという問いをしたんですが。

○坂本広報情報課長

観光パンフレット、市勢要覧、別々に発注等を行いますが、先ほど申しましたように同時期に行うということで、同様のプロポーザルによって業者を募集したということで、市勢要覧、観光パンフともにリニューアルといたしますか、改めて新市誕生10周年を迎えるに当たり、作成するというごさいます。

○森戸委員

わかりました。もう1点、それと、ふるさと光の会でごさいますか、これも毎年予算を計上されておられます。で、ことしもやられていらっしゃるんですが、ふるさと光の会の動向といたしますか現状といたしますか、その辺がわかれば教えてください。

それと、この予算の使い道と効果でごさいますか、今後の活用、展開も含めてお話いただけると。お願いいたします。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

ふるさと光の会でごさいます。これの現状等でごさいますが、これは平成17年の8月に総合計画を策定いたしましたときに、出身者の方々に対する、ふるさと光市へのアンケートを実施しております。その中で、光市に対して、87.2%の方が自分のまちとしての愛着感があると。そして、30.8%の方がまたいつの日か光で暮らしたいというような思いを持っておられました。また、さらには、従前から出身者の方から、特に東京の方から設立を望む声をいただいております。

ということで、同郷の会の設立を望む声があった状況の中で、光市を中心に、設立に向けて協議をしてきたものでございます。

現状につきましては、現在、会員のほうが214名、これが9月1日現在でございます。設立時が145名といった状況となっております。会長はカンロの中原会長さんで、10名の役員体制で運営をしていただいております。本年も7月5日の日に、第7回目の総会を東京で開催をした状況でございます。

お尋ねの2点目でごさいますが、補助金の使い道でごさいますが、これは交付金という形で、平成23年より交付金に変更をいたしまして交付をしております。これはちなみに、会の総経費が88万1,000円、これが予算別でございますが、で運営をされております。

交付金の使い道でごさいますが、総会及び交流会の飲食費を除く会場経費、

あるいは会報の作成経費等々に使用をしていただいております。

お尋ねの3点目の効果でございますが、会報の配布、あるいは、23年の3月には関東地域の出身者の方が経営をされているお店等を紹介をするパンフレット等を作成をして、交流の場として使っていただくこのようなものでございますが、こういうようなものを会員のほうに配布をしたりして、いわゆる会員相互の交流を深めてもらうためのツールとして利用をさせていただいております。

また、合わせて、これは直接の効果になるかどうかは別にしましても、先ほど申し上げましたように、光市でいずれ戻ってきて暮らしたいという方がおられる状況の中で、この会等の会員の中でも、私が近年把握しておる部分では、この春に2名の方が、それぞれ別の所帯の方でございますが、光のほうにUターンをされております。こうした方々に加えて、2地域居住という形で、新たなその居住形態でございますが、東京と光それぞれに居宅を構えられて住んでおられる方も2名程度、私が知っておる範囲ではおられます。そうした方の状況等々については、会の中で紹介をしたりして、会員の引き続きの情報交流に努めているところでございます。

○森戸委員

よくわかりました。この会を通じて、2人2組といいますか、定住される方も出たということで、これだけの予算といいますか、少ない予算でも実績が出ているなというのを感じました。

ちなみに、ふるさと納税とかそういったもののPRとかそういうものはされておられますか。これも皮算用ですけどね。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

ふるさと納税でございますが、ふるさと光応援寄附金という形で光市では取り組んでおりまして、やはりそういうふるさとに対する支援をいただくということで、これは、ふるさと光の会の会報でございますが、ちょっと手前みそではございますが、会にお願いをして、ちょっと1枠設けていただきまして、寄附金ありがとうございますというのと、ぜひことしもお願いいたしますというようなものを、会員の方に送付をしていただいております。ちなみに、今までの平成24年度末までのふるさと納税は、大口もございましたが3,447万9,000円、31件でございます。毎年10件程度をいただいております、そのうち、市外が22件、市内が9件というふうになっております。

○森戸委員

よくわかりました。PRもされているということで、非常に抜け目がないところだなと思います。これまで以上にやっていただきたいなと思いますので、あとは、これを維持していくというのは結構大変なことであろうかと思いますが、来年10周年というようなことでもありますので、その節目をベースに何かお考えになっていらっしゃるかがございますか、連動して。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

今、来年がいわゆる新市誕生の10周年ということもございますので、会員の皆さんのほうからも、10周年に合わせて大きくやりたいと。そのためには、今までにも議会の各議員さんのほうから出席もいただいておりますが、より多くの光市の議員さん方あるいは市民の皆さんの出席を望む声もございますので、具体的な内容等については、会のほうではまだそこまではいっていないと思いますが、その辺は引き続きそういう協議をしてみたいというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。ぜひ積極的な活用をお願いいたします。

○磯部委員

1年前、指定管理者制度の基本的な考え方ということで質問したことがございますけれども、今年度その更新の時期で、26年度から新たな15施設ぐらいでしたでしょうか、指定管理者の更新が行われます。そういう見直しの中で、3回目になりますね、その中で随分いろいろと調査もしながら変えられていると思いますが、その中で私がちょっと気になっていた、使用料金制なのか、利用料金制なのか。その指定管理者の受ける業務の内容によって、全てではないでしょうけれども、やはり民間活力を生かした努力代、そういうものが生かされることによって、受ける指定管理者もいいけれども、こちら側としては、指定管理料も減額することができる、お互いのウイン・ウインの関係になるようなそのやり方も、今後、見直しの中でする必要があるのではないのでしょうかと質問したことがあるんですが、全体的な考え方で結構です、個別のものはちょっと所管外になるところもありますので。そのあたりの整理をどのように考えられたのか御回答をお願いしたいと思います。

○福原行政改革推進室長

ただいまの利用料金制度導入の考え方、全体的な考え方ということで御質問をいただきましたが、現在、光市の指定管理者施設は19施設ございまして、こ

のうち5施設において利用料金制度を導入しているところでございます。施設によっては、その性格により、利用料を指定管理者の収入とすることにより、民間事業者が持つノウハウが発揮され、施設の利用率や市民サービスの向上につながっていると感じております。

一般的に利用料金制度は、利用料で収支の採算がとれるような施設、そういった施設や、経営努力へのインセンティブが働き、施設の効果的な活用が見込めるケース、そういったところに導入されていると思いますが、逆に、料金を取らない施設や、取っても低額な施設など、こういった施設については経営努力による効果は低い施設となりますので、利用料金制度がなじまないというふうに考えられております。

このように、なじむ、なじまない施設というのがあるわけですが、一つ一つを検証していったら、この施設は利用料金制にしよう、また、この施設は使用料にしようといった考え方を整理できるよう取り組みを行ってまいりました。具体的には平成24年度末に、候補者選定時における外部委員の導入や指定管理者の関係の利用料金制度の考え方、そうした全般的な方針を定めた新たな指定管理者制度導入に関する指針を策定し、本年4月に、公の施設を管理する16の所管課を対象に、利用料金制度を含めた制度全般に係る説明会を開催するとともに、指針については全職員が閲覧できるようパソコンを通じて掲示を行い、周知を図ってきたところでございます。今後も個々の施設のあり方の検証を通じて、所管課との共通認識を図り、適切な指定管理者制度の運用をしていきたいというふうに考えております。

○磯部委員

丁寧な御回答ありがとうございました。今回3回目になりまして、今回は、26年度からは16施設の更新、また何年後かに更新という形で、それぞれの指定管理のその更新時期が来ると思いますがけれども、今おっしゃったようにPDCAをきちんと回しながら、次の利用料金制になじむもの、なじまないもの、使用料金制のままということで、各所管との連携を図っているということで理解をいたしましたので、そのあたりのことは、しっかりと今後もお互いがウイン・ウインの関係になって、その指定管理料をただ減額するという発想ではなくて、民間の努力代が生かされるようなそういったものは、どんどんそういったものにシフトしていただけるようお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○加賀美委員

この前の一般質問で、この今お話のあった指定管理制度のお話、質問をした

わけですけども、時間が足りずに質問できませんでした。今気がついたんですけど、いわゆる16と1つ、この16の施設を指定管理を契約をするときに、この前お話したように、その指定管理者が、例えば給料がどのくらいで、社会保険に入っているかどうかということ審査基準の中に入っているかどうか、そのところをちょっと見てみたいんで。ちょっと前から見ると、それはないような気がするんだけど、その指定管理者の雇う人の給料、給料体系、あるいは社会保険はどうなっているかというような、アルバイトを含めてそういうものが指定管理の審査基準の中に入っていないんじゃないかと思うんだけど、その辺はどうなっているか、ちょっとお話をいただきたいと思います。

○福原行政改革推進室長

まず最初に、1点、訂正といいますか言わせていただきますと、今、16の施設というふうに議員さん方はおっしゃられましたが、予定では15の施設の更新ということになります。総合体育館や市民ホール等15施設となりますのでご理解願います。

この中で、議会の一般質問の際、答弁させていただいたと思いますが、指定管理者選定委員会に、企業経営等について専門的知識を有する方、そういった方を委員として加えて、新たな選挙をしようかと考えております。

これは、より公平かつ適正な審査が行えるということでございまして、そういった中で、審査基準といいますか、相手方が提出される収支計画書のほうに人件費等を含めた雇用関係書、給与の額とか経営指針、経営状況に関する診断書もついておりますので、そういった中で、雇用関係といいますか審査できる部分については、その妥当性等の審査に入らせていただこうと考えております。しかし、具体的にその方の給与が幾らとか、どのくらいの給与が妥当かというところまでは、現実難しいところもあろうかと思っております。

○加賀美委員

なぜかといいますと、外部審査委員会を今度入れてやるということですけども、その前に、そういう外部審査委員会を入れたときに、社会保険なんかちゅうのが入っていない人たちが多いう感じの中で、やっぱりそういう条件、最低賃金制の問題を確保しているかどうか、社会保険にきっちり入っているかどうかという、いわゆるそういったものの最低条件にするようなものをつくらないと、ワーキングプアが出てくると、指定管理には。それは業者に任せていると、彼らに任せているんだからということでやったときに、館長ですかね、役所が指定する業者に、そういう社会保険に入っていないとか、あるいはワーキングプアがあるっていうような形じゃ、これは問題があるんじゃないかとい

うような指摘が今されつつあるわけなんです。そういう点について、やっぱり外部審査委員会なんかが入れるときに、そういう部署の人を入れれば、そういう問題は必ず出てくると思うんです。そういうような中で、指定管理者が応募をする基準の中に、やはり、社会保険に入れてくださいというような条件をつくっていくべきじゃないかと思うんです。その辺をまた御検討いただけたらと思います。

○委員長

要望でよろしいですね。

○加賀美委員

いいですよ。

○四浦委員

広報情報課でお尋ねします。

これ前回の6月の委員会でもお尋ねして、御承知のように議会報告会のテーマにもなりました。議会報告会で、私のほうが知識が足りんで答えられなかった部分もありますので、ここで、一番適当な機会だと思いますのでお教えいただければと思います。

広報情報課にシステムエンジニアが何人いるかという質問がありました。これからまずお聞きします。

○坂本広報情報課長

システムエンジニアが何人いるかという御質問でございますが、現在、情報推進係4名おりますが、そのうち、情報処理技術者として、レベル3の応用情報技術者試験に合格している者が2名いるということでございます。

○四浦委員

その係に2名いるということなんですが、その役所全体でいいますと、まだほかにも資格を持った方がいらっしゃるということですか。おるとすれば、それは何名でしょうか。

○坂本広報情報課長

そのあたりにつきましては、私のほうで把握しておりません。

○四浦委員

広報情報課でそういうものは掌握をしながら人材のいい活用ということ、私は日ごろから考えておくべきだと思います。

それで、もう1つお尋ねをしたいんですが、この23年度の電算システム保守改修委託料が、金額としては非常に、はね上がっております。前年の22年度あたりに比べても。その前の前、19年度からデータを出していただきましたが、はね上がった原因は、件数がざっとふえたというふうに思いますが、22年度と23年度の件数はどの程度のものであったか。いや、これは会場での質問ではなくて、文書によるその質問がありましたので、ちょうどいい機会ですからお尋ねしたいと思います。

○坂本広報情報課長

今、御質問のあった件につきましては、電算システムの委託料の精査の関係の御質問ということでしょうか。

○四浦委員

当初見積もり額の資料を私は今持たないんですが、6億幾らかだったと思いますが、それがたしか40%余り、言葉としてふさわしいかどうかわかりませんが値引きをされておりました。その関係です。

○坂本広報情報課長

22年度につきましては8件でございます。23年度につきましては13件ということになっております。

○四浦委員

23年度が比較的、一つ一つの単価という言葉が成り立つのかどうかはわかりませんが、それが高いようではありますが、6億円に対して13件にわたり、そうしますと5,000万円ちょっとぐらいになると思いますが、非常に高いものが、高いテーマの電算システム保守改修委託があったということなんですね。

○坂本広報情報課長

今の13件のうち、基幹系、税系、それから福祉系のシステムの更新を行っております。これが当初見積もりで5億数千万円ということで、これが大部分を占めているという状況でございます。

○四浦委員

ありがとうございました。

それでは、もう一つのテーマで、担当部署になると思いますので、上関原発問題についてお尋ねをいたします。

実は私は、一般質問で前置きをしまして、いろいろテーマを上げるので、この問題については委員会でやらしていただくと言っておきました。

まず、平成25年3月21日の日付で、上関原発建設に反対する2市4町議会議員連盟、会長名は渕上正博さんですが、上関原発建設中止のアピールを求める申し入れ書についての回答を市長名で出されております。この中で第1項の光市民の安心安全のため、上関原発建設計画の中止を求めるアピールを发表することなどが3項目あります。それぞれの回答についてどのように回答されたかということ、まずお尋ねします。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

四浦議員さんのほうに御回答をしておと思いますが、ちなみに1点目ではありますが、光市民の安心安全のため、上関原発建設計画の中止を求めるアピールを发表すること。これに関しては回答が、その考えはありません。2点目、再生可能な自然エネルギーの抜本的推進を図ること。回答が、自然エネルギーの創出と活用に努めてまいります。3点目、原発に頼らないまちづくりを進めること。回答が、これまでと同様のまちづくりを進めてまいります。

○四浦委員

回答の中身はそのとおりだったようですが、冒頭言われた、私に回答したというのは、私に回答するはずがありません。会長でもなければ三役でもない者に、回答するわけがありませんで、私がこの文書を入手したのは、幹事長の小中進さんを通じてであります。

それから、もう一つお尋ねをします。

人権連光支部が、いろんな要望を出しています。2013年度人権の伸長を図るための要請書を出しておりますが、1つずつここで触れるわけにもいきませんし、原発問題に絞ってお尋ねします。6番目の項に、光市民の安心と安全、人権最優先の立場から、上関原発建設反対の姿勢を貫かれない。このようにあつたと思います。その要請に対して、回答はどのようにされているか述べていただきたいと思います。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

これに関しては、今どのような手続になっているのか、私どものほうでは把握をちょっと、資料を持ち合わせておりません。

○委員長
四浦委員、まだ長く質問が続きますか。

○四浦委員
ええ時間になりましたね。はい……。

○委員長
続きますか。

○四浦委員
もう少しあります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員
それじゃ、質問の角度を少し変えてみたいと思いますが、昨年9月議会以後ちょうど1年になるんですが、市長は上関原発についてどのように言うてきたか、議会で、答弁してきたか、そのことでお尋ねします。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長
9月議会以降ということではありますが、それぞれ各議員さんのほうからの質問に関しましてお答えをしておりますが、相当ボリュームがございます。どういたしましょうか。

○委員長
かいつまんで言っていただけますか。

○四浦委員
骨格でいいですよ。いや、だから、交付金に関する問題、それから上関原発の賛成反対に関する手、そこに絞っていただいたら。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長
交付金に関する問題につきましては、9月議会において、土橋議員さんからの質問に関しまして、原発にかかわる電源立地地域対策交付金についても受けておるつもりはないとお答えをしております。同じくその後、笹井議員、四浦議員等々にも同じようなお答えをしております。ことしの3月議会、四浦議員

の質問に対しましては、交付金を受け取るつもりはないという考えに変わりはない、これは市長ではないですね、申し訳ございません、今のは訂正をさせていただきます。

電源に関しては、以上でございます。

次に、上関原発の賛否につきましては、9月議会に、四浦議員さんの12月の質問に関しまして、上関原発には賛成できないということを明言したわけですが、その意見は変わっておりませんというふうにお答えをしております。

以上でございます。

○四浦委員

そういうお答えもありましたが、同時にこの、手元がないということですから、原発関係ですから私は届いているものと理解していたのですが、私の理解が外れました。人権連が光市長に出した原発問題の問いは、もう一度言います、光市民の安心と安全、人権最優先の立場から、上関原発建設反対の姿勢を貫かれない。非常にわかりやすい表現で要請をしております。その回答は、上関原発については電源立地地域対策交付金を受け取るつもりはない、現状では上関原発には賛成できないと市議会において申し上げておりますと言うておりますから、この文言のほうが、正解だろうというふうに思います。いみじくも市議会において、申し上げておりますというふうに文書で回答しているわけですから。

そこで、もう一つお尋ねします。

市長は、私は政治家の公約というのは非常に重たいというふうに思います。特に選挙のさなかで掲げた公約というのは、重みは特別に違うと思いますが、手元にもしあれば、その地方紙における原発問題に対する公約、それはどういうものがあるか、手元にあれば述べてください。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

地方紙における公約については、私は持っておりません。ちなみに、市長の公約集には、原発に頼らないクリーンなエネルギーを創造しますというふうにございます。それと、日刊新周南さんでございますが、原発に頼らないクリーンなエネルギーを創造し、環境都市を構築することというふうにございます。

以上でございます。

○四浦委員

そうしますと、ここで矛盾も生じております。確かに、電源立地地域対策交付金を受け取るから受け取らないに変わったということは、非常に評価ができ

るところであります。しかし、最初に紹介した上関原発建設計画に反対する2市4町議会議員連盟による申し入れ書については、光市民の安心安全のため、上関原発建設計画の中止を求めるアピールを公表することということについては、その考えはありませんというふうに回答しています。これは、先ほど次長が述べられました市長選挙における公約に反するんじゃないでしょうか。いかがですか。

○小田政策企画部長

再度の議員からのお尋ねであります。

そのアピールを求める申し入れ書についての回答が、市長の公約に反するんじゃないかというお尋ねでありますけれども、申し入れにつきましては、上関原発建設計画の中止を求めるアピールを公表することでありまして、先ほど来、議員のほうからも紹介いただいておりますように、市長のほうの公約もしくはその後の議会等の発言におきまして、現状では上関原発に賛成できない、交付金を受け取らない、もうこれに尽きるというふうに理解しておりますし、それが決してその公約に反しているものではないというふうに理解をしているところでもあります。

以上です。

○四浦委員

原発に頼らないという言葉を使えば、それは光市民に置きかえて考えると、非常に、その8kmから27kmつまり30km圏にすっぽり入るという光市民の感情から言うならば、これは原発に頼らないという表現は、上関原発を建ててほしくない、そういう公約だというふうに受けとめるのは自然じゃないかと思いましたが、私は今の部長の説明は無理があるというふうに思いますが、いかがですか。

○小田政策企画部長

無理があるということでもありますけれども、先ほど来申し上げましたように、あくまで現状では上関原発に賛成できないというふうに申し上げております。もうこの一言に尽きるんであろうというふうに思います。それが、すぐ原発に頼らないまちづくりであるとか、言い方は変えておるかもしれませんが、市長の根本は、先ほど来まさしく一番これが明快だと議員のほうもおっしゃったように、上関原発には賛成できないという一言にもう全てが集約されているものだというふうに理解をしております。

以上です。

○四浦委員

私は、その原発に頼らないという言葉と、上関原発の建設の中止を求める言葉というのは、これは同様だというふうに理解しますが、では一応確認しておきましょう。中止は求めないということによろしゅうありますか。

○小田政策企画部長

中止を求める、求めない、具体的な行動をどうするかというのは別にして、市長の考えでは、あくまでも現状では上関原発に賛成できない、一言であります。

○四浦委員

そうは答えてないでしょう。光市、何度も言うが、上関原発建設計画の中止を求めるアピールを發表すること、中止を求めるというそういうアピール、それにはその考えはありませんからというふうに答えているんですから、中止は求めないということでもいいんじゃないですか。

○小田政策企画部長

そのようにとってもらって結構でございます。

○四浦委員

市長にかわって、部長がきちんとした答弁をいただきました。そのように受けとめましょう。非常に、よく言われておりますように、どっちともつかない態度も含まれているなというふうに解釈をせざるを得ない。

それでは、もう一つお尋ねします。

これは議会の答弁の中でもあったというふうに断っておりますから、もう一遍読み上げます。人権連光支部への回答です。上関原発については電源立地地域対策交付金を受け取るつもりはない、現状では上関原発に賛成できないと、市議会において申し上げております。市議会での答弁を引用しております。これで私は間違いなかったと思います。では、この「現状では」に、私は非常に意味深長といいますか、そういう思いがあります。現状とはどういうことですか。じゃ、現状がこう変われば、上関原発に賛成するという態度になるのか、反対しないという態度になるのか。そこのところを御説明をお願いします。

○小田政策企画部長

議会の答弁の中で、土橋議員さんへの答弁のその後に、四浦議員さんの再確認をする答弁の中で、確かに、現状では上関原発には賛成できないというお答

えを申し上げておると思います。現状はどういうことを指すかというお尋ねでありますけども、現状は、あくまで今の状態だろうと思えますし、それで、その後どうなればという仮定の話については、特に私のほうから申し上げるようなものは持ち合わせておりません。

○四浦委員

次長も何か言いたげやったが、ありますか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

特にございませぬ。

○四浦委員

大体のことはわかりました。玉虫色というような色彩もかなり色濃く持っているなというふうに思ひまして、やっぱり市民の大多数は、福島原発の事故の後です。前もそうでしたんですが、容認反対の世論が強い。それには背を向ける要素も市長の態度にはあるなというふうに思ひました。

それで、もう一つだけ言ひますが、実は、地方紙のアンケート、選挙公約ですね、選挙中のアンケートは、市長候補だけにやったものではありません。市議会議員選挙の候補者にもそうしてありますが、アンケートをとっておるわけですが、原発問題では一応所管になるようでありますから、そういうことは熟知をしておると、だと思ひますが、私は大多数だったと思ひますけども市議会議員の場合は。どう受けとめておりますか。反対が大多数だと思ひました。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

それぞれの議員さんの活動でありますので、執行部のほうからお答えする言葉はございませぬ。

○四浦委員

私は活動を聞いているわけではない。議員がどういう態度をとっていたか。これは、議員の態度がどうであったかとか、市民の態度がどうであったか、そういうことを、やっぱりここで執行部の見解を承るのは当たり前のことだと思ひますけども。いいですよ、しゃべりたくないというふうに思ひます。大多数が、これははっきりしておるんです。

一応紹介しておきます。口先ついでです。上関原発建設計画をどう考えますかということで、日刊新周南10月25日号ですから、市長選挙、市議会議員選挙のもう真ただ中というとき、A、賛成、B、条件つき賛成、C、条件つき反対、

D、反対、E、その他。A、B、Cは1人もおりません。つまり、賛成と条件つき賛成は1人もおらんで、反対が大多数です。その他の項に丸をつけた人も賛成の表現は全くないということもお知りいただいて、きょうは残念ながら市長はこの場に居合わせませんから、その旨も改めてよく伝えていただき、玉虫色ではない明確な態度をこれからは出してくださいますように求め、これは私が言うわけじゃない、市民の大多数の声として受けとめていただくよう期待しまして、以上、終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3. 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第82号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：田中税務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○加賀美委員

延滞金の件については一般質問でいたしました。とにかく14.6%は高過ぎるんじゃないかと。一般の市中の銀行と同じような割合じゃないかと。これは国が決めた問題だからしょうがないと思います。

今回、そういうことで改正されて、今お話によると、平成23年10月から24年9月までの、財務大臣が告示する割合が年1%だと、それに1%加えた2%、それに7.3%加算して9.3%ぐらいになるんじゃないかという、今御説明がありました。それでよろしいですね。

○田中税務課長

そのとおりでございます。

○加賀美委員

じゃあ、1月1日から適用になるわけだから、本来から言えば24年10月から、これが25年9月まで、これが基準になってくると思うんですね、1月やから。だから、そこで1%ぐらいだったら同じように1%プラス1%で2%に7.3%加算して9.3%になると思うんですけどね。この条例ではもうこういう計算式が出されるわけですけども、これは何によって実行されていくんですか。

○田中税務課長

もともとは地方税法の改正でございます。そういう中で、この特例基準割合については、財務大臣が告示するということになりますので、この率についてはその告示に基づいて数値が決められるということでございます。

○加賀美委員

だから、来年1月1日からは、先ほどの例では9.3%と言われたけども、この24年10月から25年9月まで、まだ9月はもう終わったけど、これの数値はまだわからないと。わかればそれに7.3%を加えて決まるという理解でよろしいでしょうか。

○田中税務課長

そういうことです。大臣告示があってから、その告示で自動的に決まります。

○加賀美委員

わかりました。来年の1月1日からはそういう延滞金については若干下がると、そのほかについては、もうこの場では関係ないですから言いませんが、一般質問で御要望したとおりでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第83号 光市都市計画税条例の一部を改正する条例

説 明：田中税務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第84号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明：田村市民課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第87号 光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

説 明：田村市民課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第81号 平成25年度光市一般会計補正予算（第4号）（市民部所管分）

説 明：田中税務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

報告事項 （仮称）室積コミュニティセンター整備事業について（基本計画・基本設計中間案）

説 明：竹本地域づくり推進課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○加賀美委員

室積コミュニティセンターをつくる前には、市内の東側に一大コミュニティが集まれるいろんな多機能なコミュニティセンターをつくるちゅう壮大な計画であったと思うんですね。

ですから、恐らく下松にあるあれ、何ですかね、下松にはいろんな出しものをやるところがありますね。中央公民館でなくして店が、モールみたいな、ああいうふうな形でいろんなものを呼んできてできるようなものも含まれるのかなと思ったら、ぱっと見たら公民館の代替じゃないかと、そういう感じがするわけですね。

今回つくるコミュニティというのは、特徴を言えって言われたらここに書いてあるとおりでとおっしゃると思いますね。だから、本当にコミュニティとして広く使えるものがあるのだろうか。例えば、お年寄りをあれすとか子供をあれすとか、それはこのコミュニティエリアを使って広く活用できるんだというお答えになるんじゃないかと思うんだけど、今回はちょっと最初にこのコミュニティの大きな特色、特色というのは何なんでしょうか。そこらあたり聞かせていただきたいんですが。

○竹本地域づくり推進課長

先ほども説明しましたが、行けばだれかに会えるというふうなことで、ここコミュニティエリア、東側、西側、南側から入れるようになっておりまして、真ん中、今までの施設とちょっと違っております。そういうことになるかと思えます。

○加賀美委員

ハード面は若干違ってもソフト面がその余り変わってないようだったら、今までと変わりはないんじゃないかと思うのですよね。だから、そういうソフト面を努力して、これはまちづくりの何か検討委員会でいろいろ議論されたんだから仕方がないとは思いますがね、そこらあたり、コミュニティセンターという最初の大きな出発点に比べると随分、つくり上げたもののソフト面が非常に弱いような気がしてなりません。

ここらあたりは地元の皆さん方がそういうふうに行ったんだから仕方がないと思いますが、確認したいのは、交通の便についてお尋ねしたいんですね。

で、まず国道の188号線から入って、そして駐車場にとまって、出るときは市道正木市場線に出るんですか。それともその場所に出られるのかどうかをまず1点。

それで、JRBハイツがどこから入ってどこから出るんですかと。その辺はどうなっている。その辺の交通の危険性はないかどうか、この辺についてはど

ういうふうな見解。

○竹本地域づくり推進課長

施設に入るのは、市道正木市場線と御手洗住宅のほうから入る荒神堂線という市道がありまして、そこから上のほうですね、北側から入ると、国道の矢印がありますが、駐輪場のところから入るような形になります。

国道に出るのは、今の駐輪場のほうから出れませんので、先ほど申しました正木市場線のほうから出るか、御手洗住宅のほう、北側を通過して荒神堂線に出るから出るような形になります。

○加賀美委員

その辺については、地域の方々の不満はないんでしょうか。今まではこの真ん中にずっと行って、出入りが、四方から入れていたけども、今回は国道188号線から入ろうと思えば市道正木市場線しか入れないと。こっちのほうから一方通行なんですね、入り口。

例えば、JRBハイツのところから、横から入るのは出られんちゅうわけですね、一方通行だけですね。そうすると、国道から入るにしても出るにしても、市道正木市場線といったら非常に狭いんですね、あそこはね。

そういう点は非常に不便になっているんじゃないかと思うですよ。そのあたりについては、委員会で話は出なかったでしょうか。

○竹本地域づくり推進課長

この図面はまだ地元のほうに説明をしていませんので、今からその説明させていただきますような形になります。

○加賀美委員

まず地元の声を聞きながら、いろんな配慮をする余地があると、こういう考え方ですね。

○竹本地域づくり推進課長

正木市場線、もちろん狭いんですが、ここは遊歩道を通るような格好にしておりますので、今までよりは広く活用できるというふうには考えてはおります。

○加賀美委員

この辺については、お使いになる地元の方々がお考えになればいいことだと思うんで、よく意見を聞いていただきたいと思います。

で、ちょっと質問があるんですけど、建物の中に管理事務室っていうのがあるんですよ。それと出張所があるわけですけども、恐らく管理事務室というのはコミュニティ協議会の事務局になると思うんですよ。で、ここところが、今どういう形で今進めておられるかわかりませんが、コミュニティ基本方針で、今設定をしておられると思うんですよ。

そうしたときに、当初予定では、コミュニティセンターはできれば指定管理者にしたいという考え方があったと思うんですよ。指定管理者になったら公民館のいわゆるコミュニティ協議会ね、統合公民館でもいいですわ。公民館の部屋との、その辺の考え方はどういうふうにされているか。

いわゆる、これが指定管理者になるかどうかというのは、まだ決めてもらってはないと思いますが、恐らく将来はそういう指定管理者にしていこうというようなお考えがあったやに聞いておりますけど。

その辺と、コミュニティ、いわゆるそういう管理をする指定管理者とそれから公民館ね、それは違う、一緒にすれば問題はないわけですけども、違った場合が、その辺はどういうふうな管理をしていくのかなと思ひまして、お考えがあれば聞かせていただきたいと思ひます。

○竹本地域づくり推進課長

管理については、先ほどおっしゃられたようなコミュニティ推進基本方針の中で今後どうしていくかというのを考えようと思っております。

部屋については、ある程度、先ほども申したように、仕切りで動かせるような形を取っておりますので、例えば、指定管理なり人がふえるということになれば仕切りを動かして出張所のほうを狭くというふうなことも考えられるんじゃないかと思っております。

○加賀美委員

そういった場合、この消防用車庫がありますよね、あっちのほうにも会議室ができるちゅうならそっちのほうを、またそういうような指定管理者の部屋にするとか、それはどうでもできると思うんですけども、基本的な考えとして、この室積コミュニティセンターをつくるに当たって、今後のコミュニティ制度のあり方を十分かみ合わせないと、せっかくつくった施設がうまく機能できないんじゃないかと思うんですよ。

その基本的なコミュニティセンター、コミュニティの基本方針とこれとの関係はどうなっているのか教えていただきたいと思ひます。

○竹本地域づくり推進課長

先ほど申したように、今コミュニティ基本方針策定中のごさいまして、まだはっきり決まっていますので、その辺は考えながらまた進めていきたいと考えております。

○加賀美委員

だから、その辺は考えながら、どうしても臨機応変にできるようにしてあるという理解でよろしいですか。

○竹本地域づくり推進課長

臨機応変と言うか、まあその辺も考慮してはおるつもりではあります。

○加賀美委員

中高年のスポーツ行事として卓球なんかをやっていると思うんですよね。これ2階を使ったと思うんですけど、このホールだけを使わすような形で考えているのかどうか。卓球なんかができるような、球技ができる仕組みになっているのかどうか、そこらあたりを確認しておきたいと思いますが。

○竹本地域づくり推進課長

卓球は今大ホールでやっていらっしゃるんだろうと思うんですが、そのまま卓球を使えるような仕組みというふうなことでの、何ちゅうか、まだ基本的な設計なんで、自主設計の段階でそういうふうな話にもなってくるんだろうと思うんですけど、まだそこまでは考えてないです。

○加賀美委員

広く機能を導入する上で、2階建てという案はこれから検討される余地があるのか、もうないのか。そこらあたり最後に確認しておきたいと思います。

○竹本地域づくり推進課長

先ほども申したように、経済性等をいろいろ考慮しまして、平屋建てというふうなことを考えております。

また、公園との一体性を、考えておりますので、現状では2階建てということとは考えていません。

○加賀美委員

そのあたりについては、地元の方々の御了解を得ているという理解でよろしいかどうかお尋ねしたいと思います。

○竹本地域づくり推進課長

この図面自体はお出しして、協議はしていませんが、これに近い形での、平屋というふうな形での協議はしております、地元と。

○加賀美委員

そういう中、私もそういう会議に出て聞いた覚えがないんですけど、そういうことで2階建てにして欲しいとか、そういう広く、また多機能な使い方ができるようなものにして欲しいという声はあったのかなかったのか、そこだけちょっとよければ聞かせていただきたいと思います。

○竹本地域づくり推進課長

2階建てにしていただきたいというような意見はございました。その意見はあるんですが、先ほど申したように、経済性とかいろんな面を考慮しまして、あとこの公園との一体性というふうなことで、今のところ平屋というふうなことを考えております。

○加賀美委員

いろいろな懇談会等を経てつくられた基本のたたき台ですから、我々が余り意見を言ってもしょうがないと思いますけど、今見たときに、一番交通の便、どういうふうにして入ってどう出ていくんか、これが本当にいいんだろうかと。

で、こっち側に、この道路側に今度はその多目的エリア、子供さんたちが憩う場所になってきているんで、安全性の問題とか、そういった点については十分考えられると思いますけど、そこらあたり、この安全性の問題、だから、恐らくフェンスときちんとやって、囲んで、ここから出られんようにされると思うんですね。

だから、そういう面では非常に、息苦しいコミュニティセンターになっているなという思いがするわけですね。そこらあたりについて、また地元の声を聞いて、きちんとした報告をさせていただきたいと思います。

○磯部委員

まず、この図面の中に、公民館という言葉がなくなっているというのは非常にいいと思います。要はコミュニティセンターという一体的なものの中に、連合自治会や青少年育成、社会福祉協議会、室積公民館と、この4つの事務所が、並列してその上にコミュニティセンターというその位置づけが、理想的なことを言えばコミュニティセンター長という方がいらっしゃるという位置づけで、

将来、そういった組織運営をしていこうという思いがこの中にあるんだろうなというふうに思っておりますが、そのあたりはよろしいのでしょうか。その考え方でよろしいのでしょうか。

○竹本地域づくり推進課長

先ほども申したように、コミュニティ推進基本方針を策定中でございまして、その中でいろいろ検討していきたいとは考えております。

○磯部委員

どうしても昔ながらのイメージで、公民館というその建てかえというイメージだけになってしまうと、今どこでもだれでも気軽に立ち寄れる、今の状況ももう少し払拭できるような、何かそういうイメージづくりというのは大切だと思いますので、まずはその出発点の中で意思の疎通を図っていただきたいというふうに思っております。

また、この位置の海拔について、もう一度確認したいんですけど、お願いします。

○竹本地域づくり推進課長

ここは、この位置で4.6mでございます。

○磯部委員

なかなか室積という地域は大きな津波が来たときに、万が一ですね、想定外を超えたそういうものがあつたときに、どの位置になっても非常に難しいエリアということで、2階、平屋どうなのかという御意見もありましたけれども、ここは大体かさ上げとしましてどれぐらいかさ上げされるのでしょうか。

○竹本地域づくり推進課長

一応50cm程度、敷地をかさ上げして、約5m、5m10ぐらいになって、そういうなだらかな傾斜を持って建てるというふうな感じで考えております。

○磯部委員

わかりました。では、5mちょつとの高さは確保できるということですね。

で、室積のコミュニティセンターは非常に図書が充実しておりまして、ボランティアの方々が7,000冊の選書もして、非常に特色のあるものとして位置づけられているように、ここを真ん中に置いていただけているというのは、非常にいいことだと思っております。

その中で、若干その貸し出し等の流れも今後検討されるんだと思いますけれども、そのあたりのことはきちんとどなたが来て無料で貸し出されて、それを今はボランティアの方だけでやっていたらいいと思いますけれども、ここにおられる施設の皆さんが協力して、そういうことができるように、皆さんのボランティアも協力していただけるような、そういう仕組みにぜひこのエリアをしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

また、今御説明の中に、防音施設も位置づけしていただいて、非常にありがたいものだと思いますので、住宅地でもありますので、ありがたいことだと思いますが、若干夜、稽古とかいろいろされるときに、本当にトイレがここだけでいいのかなというふうに感じたところもあります。

駐輪場もこちらの国道沿いから入る位置にしかありませんけれども、若干どこかに何台か置けるようなところが、この小会議室、そこで子供たち、大人たちがここでやる中で、自転車で皆さん来られると思うんですけども、そのあたりのスペースというものがどうなのか、今トイレと、簡易的なトイレとその駐輪場のあたりがどうなのかというふうなものもありますが、今後の、この27日でしたでしょうか、市民の懇話会があるというふう聞いておりますが、この中でまた協議されて詳細が決定されるのは、予定としてはいつごろになるんでしょうか、この基本設計ですかね。

○竹本地域づくり推進課長

一応12月の議会に最終報告をさせていただこうと思っておりますので、そのころになるかと思えます。

○磯部委員

なかなか制約された敷地の中で、最大限の効果を今からまたさらに詰めていただけるものだと思いますけれども、何点か今気になりましたので、そのあたりも踏まえて、今後、市民の、住民の方の御意見も踏まえながら、よりいいものにしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。

4億6,000万円の建築費ということなんですが、このハードだけで構わないんですが、年間維持管理費ってどのぐらいかかる想定ですか。

○竹本地域づくり推進課長

今の現時点でのお金で言うと1,100万円ぐらいです、維持費が。

○森戸委員

じゃあ同規模ですから、そんなに大差ないよという意味合いでしょうかね。

○竹本地域づくり推進課長

若干いろいろとエコ対策とかしていきますので、そういうことで若干安くなるんじゃないかとは思いますが。

○森戸委員

わかりました。

それと、図書館の、図書館と言うか、図書のお話もありました。3,000冊というのは市内の、7,000冊ですか、閉架が3,000冊ですかね。相当な数で市内でも一番多いぐらいの蔵書数だと思うんですが、借りる側の管理ですね、貸される側のほうはいいと思うんですが、その辺はどこも問題だと思うんですけど、その辺はどういうふうに気をつけていかれるんですか。

○竹本地域づくり推進課長

今、やまびこ文庫というところが管理しております、その蔵書を利用してここに置いていこうかというふうな考え方をしております。

で、おっしゃったような管理の仕方というか、借りるほうはどうするかとか、その辺はまだ詰めてませんので、今後はそういうところも詰めていかないといけないということでは考えております。

○森戸委員

借りっぱなしというケースが非常に多いんで、ほかの公民館ですよ。なので、その辺が、極端な話、ずっと持って帰っててもわからないというような状況がありますので、これだけ蔵書が多いと大変だろうと思います。その辺はよろしくお願いいたします。

それと、トイレなんですけど、多目的エリアにトイレが設置をされておられます。これは通常、今までの都市公園のときにもトイレがあったんだろうと思うんですが、あったんですかね、外側に。

○竹本地域づくり推進課長

ありました。

○森戸委員

これは都市計画の公園の設置をする上で、こういったトイレは、外側ですよ、は必ず設置しなければならないものなんですか。

○竹本地域づくり推進課長

これは必ず設置するものではないというふうに聞いております。

○森戸委員

わかりました。市内トイレ非常に多くて、その管理というのが、先ほどのトイレの話もありましたけれども、地域の皆様が必要だというふうに言われればそれでも構いませんが、つくったはええが管理にまたお金がかかってきますので、その辺のところはしっかり検討をしていただきたいなと思います。

それと、これで室積公民館が27年に供用開始というようなことなんですが、これ都市計画の区域の変更の手続きはどのようになりますか。

○竹本地域づくり推進課長

今現在、変更案の縦覧ということで、平成25年の9月10日から9月24日まで縦覧をしております。

で、予定としまして、10月下旬に都市計画審議会を行う予定でございます。それが承認されれば知事との協議というのは、それは11月上旬で、協議が終わりましたら一応告示ということで変更、許可になるということで、それが11月下旬ということで、一応12月までには間に合うという予定になっております。

○森戸委員

わかりました。27年が供用開始ということで、今後の市内の公民館の建てかえというか、どうというのが、どのようになっていますか。

○竹本地域づくり推進課長

今、公共施設の、公共マネジメントというのを作成しておる中で、それが出ました後で私どももその公民館の建てかえについて検討していきたいというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。今回のこの公民館の機能というのは、複合の施設ではありませんのでよろしいかとは思いますが、ぜひ相乗効果が出るような、今三島の公民館は耐用年数10年切っていますし、当初は温泉と一体的なという部分もあつ

たんですが、景気が非常に悪くて、その部分も削られていくという流れになってきましたが、長期的に見ると、当然そちらのほうはもう10年切って、あと六、七年というようなことになっていますから、耐用年数も含めた周辺施設の複合も含めて、しっかり検討をしていただけたらと思います。

○木村（則）委員

前回の市民懇話会からしますと、図書コーナーがコミュニティエリアに出てきたり、防音室が確保されたり、ピロティがといったところで、改善が図られてきているというふうに思います。

もう少し、これを実際にこれからスタートラインということできっちり詰めてクオリティを上げていってもらいたなと思います。

そこで、まずちょっと資料2の拡大図を見ながら何点かですけれども、1つは、図書コーナーが表に出てきたのはよろしいかと思います。

現在、本棚が無作為に配列されているんですけども、これ実際は、例えばピロティのほうから来られた方が、ホールに行ったりする、動線の妨げになっているわけですから、この辺はもう少し配列を検討していただきたいなと思います。

実際、今数を数えますと、約ここだけで5,000冊ぐらいは、高さ1,200で計算したんですけどもね、5,000冊入ります。また、書庫のほうも5,000冊ぐらい入りますから、五、六千冊入ると思います。

で、実際にここ図書館というわけではない。確かにやまびこ文庫さん、頑張っているしやるんだけれども、ある程度厳選されたものをコミュニティエリアに、そうですね、2,000冊程度置かれれば僕はいいのではないかなと思っていますので、その辺の配置をひとつ考えていただきたいなと思います。

それから、やはり先行委員にもありましたトイレの配置がやっぱり問題だろうと思います。

大勢の方が使用するケース、ホールが多いかと思いますが、そのホールの近くっていう、あるいは建物全体の中心にあるのが望ましいと思います。

しかし、東側の小会議室を使われる方は、夜ピロティを通過して、またこちらの建物に入ってここまで歩いてくるというわけにはいかないと思いますので、やはり小会議室周辺に2カ所、2部屋と言いますかね、それから南のほうの和室のほうにも2部屋とつといた上で、ホールの北側当たりの中心になるところに主なトイレを配置すべきだろうというふうに考えます。

それから、ちょっとこれは質問なんですけど、この実習室なんですけれども、今現在、室積公民館、この実習室が何台、この流しとレンジの調理台があるんでしょうか。

○竹本地域づくり推進課長

今4台の調理台があります。

○木村（則）委員

以前に、今室積公民館の使用状況という資料もいただいております。その中では、ホールであるとか会議室といったところの使用率というのが、稼働率と言いますかね、非常に高いんですが、どうしても調理実習室の稼働率というのが低いんですよね。

で、食育推進であるとか、健康教室だとかってというのが月に2日、3日、4日、少ないから僕は減らせばいいというものではないとは思っているんですけども、この4台を6台にふやそうとする意図なり試みなり、あるいはその市民側からの何か要望か何かあったんでしょうか。

○竹本地域づくり推進課長

懇話会での意見の中でも今の4台から6台というふうな意見がございました。また、今後の話になりますが、男性料理教室等の計画もされているような話も聞いております。あとイベント等でも活用されておりますので、その辺で6台というふうには今は考えているところであります。

○木村（則）委員

わかりました。

あとはちょっと細々なんでこの場でする必要はないと思いますけど、先行委員にもありましたように、駐輪場、やっぱり北側のほうに20台程度が必要だろうと思います。

それから、先ほどのその駐車場ですね、駐車場、後ろ側の通路は一方通行かという話は、以前に離合できるという話だったろうと思います。

どちらから入ってもどちらからでも出れるというか、今この図面で言うと、幅員が5mは最低確保されていると思いますので、それは可能なんじゃないかなと思います。

それと、ステージ脇の壁がありますけれども、これ実際はすごく使い辛いんで、この辺はまあ幕で対応してもらったほうがいいのかと思います。

それから、その談話コーナーの前のその開口部ですね、これが90度だとちょっと硬いんですよね。これは感覚的なものでもあるんですけども、やはりその市民が集って、ある程度そのお互いのテーブルをこうコミュニケーションを図ろうと思うと、やっぱり90度というのは120度ぐらい程度ゆるいほうがよりよ

いというふうに、私は考えますので、参考にしていただければと思います。そんなところでしょうか。

あとは今回のコミュニティセンターを新築するに当たっては、一番最初のコンセプトの部分、ふらっとだれでも立ち寄れると、果たしてここに人が立ち寄るんだらうかというのがすごく心配ではあるんですね。もちろんこれまでの公民館であるとか、そういったものも継続しながら、新しいものを何が差し込めるかって、大変難しいもんだらうとは思いますが。ちなみに、この談話コーナーあたりでは、何か飲み物の提供とか細かい話なんですけども、今後こう検討されるんでしょうかね。

○竹本地域づくり推進課長

一応は倉庫のところに、ホールの北側と言うか、小さい倉庫があるんですが、そこに自動販売機も置いてもいいかなというふうな考えもあります。

○木村（則）委員

わかりました。将来的に指定管理になればその辺はもっと積極的に取り組めるのかなと、現在では難しいのだからなと思いますけれども、もう一度また今後の市民健康懇話会の中で、本当に皆さんのコミュニティセンターに立ち寄ってもらえる、あるいはそのどうしたら行きたくなるかということをしっかり話し合っていたきたいなと思います。

以上、要望を添えて終わります。

○森戸委員

ちょっと今気になったんですけど、自販機を置いてもいいかなというお話があったんですが、ほかの公民館ですね。そのケースは今までないんですよね。置くんなら置くで、その整理と言いますかね、それはしっかりする必要があると思いますよ。

安易にそれを言うのはどうなのかなと思いますが、置きたい方というのはたくさんいらっしゃると思いますので、人が集まる場所ですから、それはしっかり慎重にやっていただきたいなと思いますよ。

○竹本地域づくり推進課長

その辺もしっかり検討をしていきたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4. 総務部・消防担当部関係

(1) 付託事件審査

①議案第 81 号 平成 25 年度光市一般会計補正予算（第 4 号）（総務部・消防担当部所管分）

説 明：小田防災危機管理課長、梅本消防担当課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○森戸委員

数点質問をさせていただきます。福祉避難所についてお尋ねをいたします。

この福祉避難所については、前議会のときに二度ほど質問をさせていただいたんですが、さきの議会の答弁で、8の事業所と協定を結んだということでありました。この福祉避難所というのは、総務省かどっかの通達にあったと思いますが、小学校区ごとに設置をすることが望ましいというようなことがございました。

で、この8事業所の地域分布はどのようになっているのかという点と、どういう協定を結んでいるのか。

ちなみに、岩国は実際に使用するとこれこれいくらの食費を持ちましようとか、そういったところまで協定を結んでいるんですが、光市の場合はどういう協定の結び方をしているのか、教えてください。

○小田防災危機管理課長

まず、福祉避難所の協定についての御質問でありますけども、小学校区ごとに設けるのが理想的だということですが、今現在、私どもが結んでいる事業所の分布といたしましては、浅江、島田、上島田、周防、光井地区の校区内におきまして各1事業所、それと大和地区で2事業所のあわせて8事業所という形になっております。

室積地区につきましては、残念ながら福祉避難所の指定をできておりません。と言いますのも、福祉避難所につきましては、土砂災害の警戒区域でないこと、あるいは浸水区域におきましては、2階以上の鉄筋コンクリートのような強固な建物であることが条件になっておりますので、そういう施設がないことから、室積地区においては指定できておりません。

そういったことから室積地区により近い大和地区に2事業所を指定しているところでございます。

それと、協定書の内容につきましては、福祉避難所につきましては、災害対策本部を立ち上げまして、その地区に避難勧告、あるいは避難指示が出た場合、一般の避難所での生活が困難である要援護者の方が避難をされてきたという場合に、先ほど言いました、避難所と協定を結んだ事業者のほうと相談をしながら、受け入れ態勢が整った事業所があればそこに避難をさせていただくという協定内容になっております。

それと、今岩国の例を挙げられました費用負担につきましてでございますけれども、一応個人の負担としては、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品等にかかった費用は実費、その他施設の運営にかかわる、例えば介護をされたとか、そういった部分に関しては、市のほうがそれ相応の費用を支払うという協定内容となっております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。この1年ぐらいの間はかなり受け入れ先を探されて活動されていらっしゃるなということがよくわかりました。

それと、AEDについてちょっとお尋ねをしてみます。総務の範疇になるかどうかはわかりませんが、市民からの素朴な御意見なんですが、AED自体がどこにあるのかわからないというようなことをよく聞きます。学校とか公民館にあるというのはわかるんですけども、想定はできるんですけど、実際この市内にそういったAED自体を持った公共施設はどのぐらいあるのかとか、どういうふうな地域にあるのかとか、そういったものは把握をされておられますでしょうか。

○山本総務部長

どういう把握をしているかということ、職場に帰れば少し整理ができると思いますが、今この場で突然ですので、まだ何も調べておりませんので、申しわけありません。また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○森戸委員

またお知らせください。

それと1点、一般質問の続きなんですけど、庁舎のバリアフリーについて質問をいたしました。で、構造上できないというようなお話だったと思います。しかしながら、光市は障害をお持ちの方の法定雇用率は達成をしているというようなこともあったと思いますが、その職場環境もきちんと整えていく必要があると考えるんですが、再度お尋ねをいたしますが、私としては、障害をお持ちの方の立場に立って設置を、トイレですね、設置をする必要があろうかと思いますが、再度お尋ねをいたします。

○中村総務部次長兼総務課長

一般質問でも答弁したところでございますけれども、事務所衛生基準規則というのがあって、そういう事業者がしなければならない、トイレを含めてなんですけども、そういう基準がございまして、一応この基準には該当はしております。

それで、さまざまな観点から検討もしていたんですけども、なかなか庁内の構造上の問題もあって今のところはちょっと難しいのかなというのが現状でございます。

○森戸委員

わかりました。そうとは言え、障害をお持ちの方の人権に配慮をする必要というのはあるかと思うんですが、その辺についてはどういうふうに思われますか。

○中村総務部次長兼総務課長

委員さん、おっしゃられますけれども、市役所庁内に全くないというのでもございませぬし、庁外にもちょっと離れたところではございますが、設置もしておるということでございます。

○森戸委員

わかりました。2階で働いていらっしゃるということでありますので、目の前にあるわけなんですけれども、そこにはないというような状況でありますので、ぜひとは言え、何らかの対応をしていただければと思います。

以上で終わります。

○四浦委員

防災関係で、南海トラフの巨大地震で5 mの津波ということが中央防災会議作業部会の最終報告の中で出されておりますが、これで、光市の場合で言うと、海岸線かなり長うありますから、相当な被害が想定をされるんですが、これに対する予測と言いますか、家屋で、あるいは人的被害というようなものでどうだとか、こういうふうなものが予測だてられているんでしょうか、どうでしょう。

○小田防災危機管理課長

現在、県内の被害想定につきましては、山口県地震津波防災対策検討委員会というところで審議をされております。浸水の予測につきましても、現在検討されておるところで、この春、公表されるという計画ではありましたが、調整に不測の時間がかかっているということで、この秋ごろ、浸水想定区域が公表されるとの情報が入っています。

想定区域が決まりまして、初めて家屋の被害でありますとか人的な被害、そういうものが改めて公表されるところであります、今現在のところはわかっておりません。

○四浦委員

光市で、これはホームページで出されておりますが、海拔マップなるもので、主たる公共施設の海拔がどれだけだと、こういうふうに出ておりますので、その市独自としても現在考えておられること、その被害を想定しながら、被害を最小限に抑える方策というのは、今のところはいかがですか。

○小田防災危機管理課長

私どもの防災危機管理課のほうでできる手立てとしましては、今議員さんのほうから御案内がありました海拔マップでありますとか、今年度実施しております海拔表示板等で、現在、住民の方が住まわれているところの海拔というものを事前にお知らせをし、自分たちの住んでいるところがどれだけの高さなのかという認識をしながら、避難のときに役立てていただきたいということを実施しているところでございます。

○四浦委員

なかなかもどかしい答弁になりましたが、実際にそのかつての水害で被害を受けたこともありますし、この南海トラフの場合は巨大な津波で100分あまりだったですか、到達するのがね。というような状況にありますので、どうも今の答弁じゃなかなかもどかしゅうて、私どもは議員ですから、市民に報告する

のにどんなふうにするたらいいもんかというふうなことなんですが、ちょっと角度を変えてお聞きをしますが、例えば、虹ヶ浜の地域ですね、いわゆるJRの山陽本線より南側の地域、浅江の7丁目だとかいうふうなところを含めてですが、大方がこの海拔で言えば、公共施設も5m以下になっているということですが、避難経路というのはどういうふうに計画立てているかということをお尋ねします。

○小田防災危機管理課長

避難経路につきましては、私ども考えておりますのは、地震によりまして、例えば家屋が倒壊をして避難をするときの道路が閉塞されるとか、そういったことも考えられるわけですので、できるだけ幅の広い市道、あるいは県道を通して高台のほうに逃げていただきたいということを考えています。

後、津波浸水区域が公表されますと、津波のハザードマップを作成をすることで、今年度予算化していただいているところでございます。その中で避難経路、あるいは避難場所、避難所というところを表示してまいりたいと考えております。

で、その避難経路、避難所につきましては、地元の方の代表者の方によりまして、ワークショップを開いて、その中でどこが一番有利な避難経路か検討してまいりたいと考えております。

○四浦委員

もう一つ踏み込んでと言いますか、別の角度からと言いますか、もちろんその行政としての防災危機管理課の役割というものもあるでしょう。同時に市民個人個人の心構えだとか準備だとかいうふうなものについても、一定の温度を防災だとか消防だとかいうふうなところがとって、市民にどう言いますか、注意喚起すると言いますか、準備万端に整えるというふうなことなどがあると思うんですが、そこはどのように考えておられますか。

○小田防災危機管理課長

津波高1mの津波が到達するまでに光市であれば106分かかります。時間とすれば1時間40分近くあるわけですが、その津波に対しましては、自分の命は自分で守るっていうことが基本的には大事なことだろうと思います。

このことから、私ども行政としましては、いかにその情報を早く伝えるかということが大切になろうかと思えます。

そのためにも防災行政無線の整備もしてまいりますし、今まで構築している携帯電話を使ったメール配信でありますとか、そういった情報伝達手段の構築

もしていますが、これらをいかに住民の方に広く広報していくかということも大事だろうと思います。

それと、住民一人ひとりの役割としましては、自分の命は自分で守る、要するに自助共助の部分ということで、今自主防災組織の組織率をいかに向上していくか、あるいは活動をどういうふうに活発にしていくかということで、私ども出前講座とかそういう訓練を通して、広げようとしているところでございます。

○四浦委員

かつて、これは海岸線と言うか、海岸線からちょっと入ったところですが、島田の7丁目で、実際には水害までには起こらなかったんですが、あそこは御承知のように、相当川土手より低い場所が住宅地としてあります。川土手からすぐ、どのぐらいですかね、1mぐらいの高さまで水が押し寄せて、島田川の水かさがましたわけですね。で、夜でしたからお年寄りを抱えるようにして避難場所である、あの場所が適当なのかどうかはわかりませんが、確か島田公民館だったと思います。そういう体験談をお聞きしたことがあります。

津波ちゅうのは別に時間を選んで真昼間に来てくれるとは限りませんし、冬の非常に寒いさなかにやってくることも考えられます。

そういうふうな点で、私はお聞きしようと思うんですが、今のところ御家庭で、例えば、夜来たときにはやっぱりその懐中電灯などは要りますよね。そういうふうなものも含めて、各御家庭で、自分の命は自分で守ると行政が言ってしまえばそれでおしまいになっちゃうんですけども、こういう準備が要るよというふうなことが、いわゆる計画立てられているかどうか、そこをお尋ねいたします。

○小田防災危機管理課長

避難のときに、おっしゃるように懐中電灯でありますとか、身を守るものというのは必要になってまいります。私どもは今までさまざまなハザードマップ、あるいは防災ガイド等を各家庭にお配りしているわけですが、その中でも避難の中でこういったものが必要ですよという御紹介の記事を載せております。

あるいは私どものホームページをごらんいただくと、避難に際してはこういうふうな注意をしてくださいというようなことも書かれております。

ですので、各家庭でこういう記事を見ていただいて御参考いただく、あるいは出前講座等で啓発をさせていただくということをしておるところでございます。

○四浦委員

もう一つ角度の違うところから言います。

海拔マップを見て、何ですか、数からすりゃ相当の公共施設を中心に海拔が書かれておりますが、かつての水害は、これ津波もそうなんですが、あわせて大雨による台風だとか梅雨の大雨などでありますが、それがちょっとその海拔に走ってしまうと、例えば一つ例を出しますと、三井の小学校が海拔が 11.1m、結構高いなという思いはするんですが、しかし、島田川の水かさが増したときは、この 11.1m というようなことで安心はできない状態にあると思うんですよ。そうしますと、少し工夫がいるのではなかろうかなと思います。

津波は、東日本大震災のとき、遡上したと言うか、川をさかのぼったのは、確か 11m ぐらいだったかな、相当のやっぱり、11km というような、光市で言えば小周防まで到達するような。

もちろん、津波の高さが、今ここで想定されているものと東日本大震災のときとは違うんでしょうが、そういうものもある。それから大雨があるというとき、じゃあそのこの海拔で表示されている島田川沿線の公共施設について、これは文句なしに安全かと言うと、少しやっぱり注意喚起が要るのではなかろうかなと。マップについても工夫が要るような気がするんですが、そこはいかがですか。

○小田防災危機管理課長

ハザードマップというのは、皆さんよく御存じの群馬大学の片岡教授が言われるように、想定に捉われるなということをよく言われています。あくまでもそのハザードマップというのは、今考えられる想定区域でございますので、ここが一番安全だというものではありません。要は島田川のハザードマップにも出しておりますけれども、これは相当な大雨、300mm ぐらいの雨を想定してつくられておりますけれども、これが着色されていないからここがじゃあ本当に安全かと言えば、今議員さんがおっしゃるように、絶対ということはないと思います。

私どもが考えているのは、それぞれの災害の状況に応じて避難所を指定をしていくとか、そういったことも考えないといけないんじゃないかなと思っております。

ですので、何もそのハザードマップ、あるいは海拔マップなんかを今出していますけど、それが全てではないというのを、市民の皆さんにもお伝えはしておるところであります。本当に避難が必要になったときには、私どもが最適な避難所等を皆さんにお示ししまして、それからその場所に避難をしていただく

ということになるかと思えます。

○四浦委員

私のほうも今例を出しました。三井小学校はともかくとして、三島公民館などというようなものは、島田川のその川が越水するちゅうか、洪水状態になったというようなときには、これはもう避難場所としてはふさわしくないと思えますけども、それは常識的なものです。

そうすると、少し高台になっている三井民間の自治会が管理していると言うか、そういうふうなところを避難場所にするだとかいうふうなことを行政のほうで温度をとって、民間にも少々何ですか、調整すると言うか、お願いをしてみると、高台にあるその自治会館だとか集会所だとか、そういう考えはお持ちになっていませんか。

○小田防災危機管理課長

今のところその自治会館であるとかそういう施設を避難所として利用することは考えておりません。と言いますのも、要はその避難をするところというのは、皆さんが一番よく知っている公共施設、そういったものが一番最適ではなかろうかと考えています。

先ほど、御紹介がありました自治会館は、その地域の方、一部分の地域の方はよくわかるかもわかりませんが、その他の地域の方というのはなかなかわかり辛いというところもあります。

今現在、津波の浸水想定というのが出ておりませんので、どのぐらい島田川を遡上していくかというのもまだはっきりはしておりません。今後、例えば、議員さんがおっしゃるように、島田川を随分遡上して行って、広い範囲で浸水が予想されるということになれば、またそのときにはその避難所についてももう一度再考する必要があるかと思えますけれども、現在のところでは、公共施設を避難所として指定してまいりたいと考えておるところでございます。

○四浦委員

こういう議論は、余り私は言い切らんほうがいいと思えます。民間じゃから知られちょらんから、それは対象外だと、今ここで言い切ってしまうたら道は開かれません。しかも津波だけでないということを、私はさっきも言いました。

7月28日の大雨で、萩、山口市というような奥地のほうなんですけど、大被害を受けました。その雨の降りようがあああたりだったから、光市ではさほどの被害はなかったわけですし、むしろこちらのほうは雨どころかというような感じもあったのかと思うんですね。しかし、今の異常気象というのは、どうい

う形で大雨が降るかわかりません。

去年でしたかね、紀伊半島では1,000mmの雨が降りましたんですよね。そのすさまじい量であります。だから、そういうときに、もう少しやっぱりいろいろな議論の中でそれはあり得ませんという断定的に言わないで、もうちょっとやっぱり広く検討するという道があるんじゃないかならうか。

いや、その地域に公共施設として高台でふさわしいものがあれば良いです。そうでなければ、現実にさっき紹介した三井地区の方が、三島は、三島公民館はもちろんだけど、三井小学校もそんなに高台にあるわけでない、不安だと、こういう声はあるわけですよ。

もう少し、防災危機管理課という名のついた課長ですけ、視野も広げ、市民の声も聞き、そしてあらゆる方策を考えてみるべきではないかと思いますが、重ねてお聞きします。

○小田防災危機管理課長

私が申し上げたいのは、その民間施設を利用する場合に、じゃあその施設をどういうふう開設をする、あるいはその施設に避難をされた方とどういうふうな連絡をする、避難をされた方の氏名でありますとか人数でありますとかそういうものをいかに把握するか、そういうところが今のところネックになっているんじゃないかなと思います。

ですから、私が言いたいのは、民間の施設を否定するわけではありませんけれども、その前にそういうことをクリアしていかないと、そういう施設がなかなか使えないんじゃないかなと思っているところでございます。

○四浦委員

私は、今のお話を聞いたら、余りそういうところで、例えば、連合自治会などに持ちかけて、そういう相談をしたというような経験がどうもなさそうですから、そういう経験を踏まえて、民間でも1カ所、2カ所、こういう道が開けたというモデルをつくって、地域住民のそういう水害に対する恐怖心を少しでも和らげる道を切り開いていくという姿勢があってしかるべきだなというふうに思います。

これは、虹ヶ浜地域についても同じことが言えます。いわゆるJRの山陽本線の南側には、これにふさわしい公共施設、避難場所にふさわしい水害から5mの津波だと、こういつて言われておるんですが、ふさわしい公共施設は、私は皆無だろうと思うんですね。

そうすると、どうしても西部憩いの家などは一定の海拔がありますけれども、もっと西側の人たちが真っすぐその枝虫川沿いですかね、あそこを上がって虹

ヶ丘に上がったときは、ここは公共施設がないわけですが、そうすると、地域の自治会館だとかありますから、そういうところに目を向けて、少し、いわば簡単にいくとは思ってないですよ。やっぱりそこに住んでいる住民以外の、自治会以外の人たちが避難をするというのは、そう見やすくはないかもわからない。見やすすくないだけに、住民間同士で話をするちゅうんじゃないで、行政がかなり大きな役割を果たす、そういう姿勢が求められているんじゃないかと思えます。

何かコメントありますか。

○小田防災危機管理課長

避難に関しましては、津波からの一時の避難所と言いますか、要は一番の目的というのは命を守るわけですから、とにかく高台に一時的に逃げる、一時の避難ですね。それと、例えば、津波によって家屋が倒壊をして避難生活を送らなければいけないような場合、当然就寝であるとか食事をとったりとか、そういうスペースが必要になってくると思います。

そうなれば、やはりその高台にある公共施設、そういう設備が整ったような公共施設を今度は避難生活を送る避難所として指定せざるを得ないのではなからうかと思えます。

ですから、一時的に逃げる避難所と避難生活を送る避難所というのは分けて考えないといけないのではないかなと思っております。

○四浦委員

答弁と質問とがうまくかみ合わないという気がします。もう一度言うときます。一時的な避難というような状況というのは、さっきもちょっとふれましたが、夜である場合がある。それから、大雨がその地域にざんざん降っているという場合がある。それから、人的な被害の中には、みんなが元気な 20 代や 30 代とは限りません。小さな子供さん、赤ちゃんもおる場合もある。それからお年寄りがおる場合がある。お年寄りが自力でなかなか歩けないような場合もある。そうすると、一時も近く水害に遭うたときは、津波に、仮に海岸線で寄せられたときには、一時も早く避難場所に、おぼしきところに避難をするちゅうか逃げ込むということが求められると。

そのときに、何ですよ、今もうどんなことを考えちよるかわかりませんが、自治会館だとか集会所だとか言うようなところが、特に自治会館というのはどこだって、いわゆる厨房って言うか、調理室を持ちよりますよ、トイレもあります。かなりやっぱり公民館に近いような設備がついております。もちろん雨は避けられるとか広間がある。何を指して私はその課長が公的施設な

ら、公共施設ならふさわしいが民間の施設はふさわしくないと、余り好ましくないみたいな言い方じゃがそれがわからない。いいんじゃないですか、民間の施設でも。

○小田防災危機管理課長

確かに議員さんがおっしゃるようないろんなケースがあると思います。私が言っているのは、民間の施設が利用できないというのは、開設をする場合には、当然避難者名簿も作成をしないとイケないし、その開設をするときにはどういうふうにするのか。市の施設であれば市の職員が行って開設をし、避難者の名簿をつくり、市との連絡もきちんをとれます。まだ、民間の施設はそこまでのノウハウは構築をされておられません。

例えば、一時的に豪雨であるとか津波であるとか逃げるのは、別にそのそういった施設じゃなくても、要は命を守るためには高台に逃げるわけですから、別にその建物があろうがなかろうがということは余りこだわらない。私が言っているのは、その後、避難生活を送る場合には、そういう体制が整ったところがいいんじゃないかということです。

民間の施設につきましては、どういうふうに体制を構築していくかは検討課題だということを申し上げておきます。

○四浦委員

検討課題という言葉が出ましたので、存分に検討していただいて、大きな災害から津波だとか大雨だとかいうふうなものから住民を挙げて行政も重要な音頭をとりながら、違いを最小限に、特に人的被害は最小限に食い止めるという道を開くプログラムを持っていただきますように求めて、ちょっと私のこの項は終わりたいと思います。

もう一つ、別のテーマですが、実は議会報告会で出た意見なんですが、職員採用試験ですね、障害者の採用についてかなり強烈な意見が出ました。直接聞いた執行部の方もいらっしゃるかもわかりませんが、皆さんが聞いてないと思いますので、私のほうで強調したいと思います。

障害者採用、今、光市は障害者の採用はどのような到達点にありましたか。

○中村総務部次長兼総務課長

今現在、法定雇用率と申しますか、2.43 という、これ6月1日現在ですが、この数字でございます。

○四浦委員

その障害者の雇用ですが、これは身体障害者と精神障害者、知的障害者も含めてですね、中に入れて、その割合はいかがですか。

○中村総務部次長兼総務課長

正規職員で申しますと、身体障害者が全てでございます。

○四浦委員

その採用試験、文言は私よくわかりませんが、その中に、確か身体障害者に限られるというふうになっていたんじゃないでしょうか。精神障害者はその中に含まれてないということでしょうか。

○中村総務部次長兼総務課長

試験を実施するに当たって受験資格が3つほどございます。これは、学校教育法に規定する高等学校卒業程度の学力を有する者、それから身体障害者手帳の交付を受けている者、それから活字印刷文による出願及び口頭による試験に対応できるものというこの条件でもって受験をしていただいております。

○四浦委員

身体障害者、障害者のことでちょっと絞って、ざっと職員採用試験、一般で議論をするつもりはありませんから、なんですが、それは身体障害者に絞り込んでいるというのは、精神障害者がそこの中に入ってないというのは、採用試験の、いわゆる条例化、要綱の中に、何か文書で私も読んだような気がするんで、そこはいかがですか。

○中村総務部次長兼総務課長

採用試験の募集要項に、今申し上げたものを盛り込んでおります。

○四浦委員

非常に不可思議なつて言いますか、合点がいかない話になります。で、ちなみにその議会報告会で発言をされた方は、何で精神障害者はその中に入れないのか、入れてくれないのか、差別ではないかと、こういうふうに非常に強く言われました。私もちょっと今話を聞いた範囲では、どうも合点がいかない。身体障害者とせずに障害者と一般的にしないのはなぜですか。

○中村総務部次長兼総務課長

職員採用の折には、身体障害者手帳の交付を受けている人というふうな明記

をしております。で、正規職員の採用はそうなんですけれども、あと臨時職員の雇用であったり、それからパート職員、そのあたりにつきまして、そういった身体障害者に限るといふような規定はございませんので、その辺は門戸を広げておるといふ認識でございます。

○四浦委員

門戸を広げているというお話を聞いて少し安心をしかけました。しかし、同時に、その実態はどうかということはお尋ねしたい。

では、今正規の職員でこの障害者を雇用しますというふうにした場合には精神障害者は入らないということはわかりました。じゃあ、一般的に、一般の職員の正規職員の採用の中に、軽い、余り重くない精神障害者が入っている可能性もありますが、では実態はどうですか。正規の職員に限ってですよ。臨時であるとかパートは別にして、その中に精神障害者の手帳を持った方がいらっしゃいますか。

○中村総務部次長兼総務課長

障害者枠と申しますか、それ以外の採用試験がございますが、そのあたりにつきましては、その手帳を持っておる、持っておらないという辺はございますので、広く受けていただけるのではないかなと思います。

○四浦委員

いただけるということ聞きよるんじゃないんです。実際に職員の中にいますかって聞きよるんです。

○中村総務部次長兼総務課長

現状ではないと記憶しております。

○四浦委員

そうでしょう。障害者の手帳を持っている人は身体障害者に絞っていて、精神障害者は要れていないから、それは採用されていないでしょう。門戸を広げちよるっていうのは、何か詭弁としか聞こえませんか。どうなんですかね。なぜそういうふうな、市民からも強烈な不信をもたらすじゃないですか。

では、お聞きします。光市固有のものなのか、それとも全国的にそういう傾向があるのかどうか。あるいは全県的にはどうなのか。光市の。ちょっと先に行きましょう。文言は何ですか。職員採用試験の条例か何かですか。

○中村総務部次長兼総務課長
採用の募集要項でございます。

○四浦委員
要項にそういうふうに出ているのは、例えば山口県 13 市で比較したことはありますか。

○中村総務部次長兼総務課長
13 市での比較というのはちょっと記憶はないんですが、ここの近隣で申しますと、周南市であったり下松市であったり、本市と同様なような募集要項の定め方をしておるといふふうに伺っております。

○四浦委員
ちょっと私も考え方、変えんやいけんのかと思って、近いところでそういうふうな傾向があるとするならば、何かの理由があるでしょう。さっきから次長が今答弁していただきよるけれども、理由がさっぱり伝わってこないんですね。身体障害者は採用試験の中で、要項の中でOKだが、精神障害者は跳ねているというふうなもの、理由がさっぱり伝わってこない。なぜそうなるのか。
もちろん、両方ともそうですよ。身体障害者でも非常に重度の方は、それは職員採用試験で合格するちゅうわけにもいかないでしょう。それは精神障害者でも同じ。ですから、そこを精神障害者を障害者の採用の中で入れていないという理由は何なんですか。

○中村総務部次長兼総務課長
身体に障害がある人を対象ということでやっておりますが、市役所には、さまざまな職務がございますが、なかなかその役所全体を見てその職務の遂行、そのあたりが難しいのではないかなということでございます。

○四浦委員
今の答弁は聞き捨てならんと思いました。何かに書いていますか、そういうことを、法律だとか。
ちょっと全く話にならない。納得全くいかない答弁になっております。私は、改善が求められると思えます。議会報告会で出た意見が正論だと。その身体障害者と精神障害者をやっぱり差別的な扱いをすべきではないと。
せつかく副市長座っておられるんですから、今後の、どう言いますかね、検討なり何なりが、私は求められると思えますが、いかがですか。

○森重副市長

これまで光市においては、先ほど総務部の次長から申し上げたとおりの採用試験を行っているわけでございます。四浦委員からこれらの御指摘があったわけでございますが、何をもって軽度にするのか、何をもって重度にするのかというのは非常に我々にとっても重要な問題であります。このあたりは、これまでのことが決して私は間違っているとは考えておりませんので、引き続き採用に当たっては、採用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○四浦委員

それはもう全く異論ない。今までのことは間違っていると思いませんと言えば、それはもうここで打ち切るわけにはいきません。検討するというような姿勢は見せられたので、今後、ちょっとわからないのは、今のこの周南3市ぐらいの比較はしたようですが、それはわかりました。何か理由があるかもわかりませんが、しかし、やっぱり全国的な規模でどうかというようなことも、検討材料に入れていただいて、今後の改善方を求めたいということで、この項を終わりたいと思います。

○委員長

要望でよろしいですね。

○四浦委員

ええ、終わりますが、続けていきましょう。

それでは、入札関係についていきます。ことしの4月から入札制度が変更をされました。これは、どういうふうに変更されましたか、まず概括的に述べていただきたいと思います。

○林入札監理課長

平成25年度の入札制度の大きな改正点は、今まで低入札価格調査制度でございました予定価格1,000万円未満の工事について、最低制限価格制度を導入をいたしました。あわせて、入札の最低ラインであります判断基準額でありますとか、最低制限価格を実質、昨年度に比べまして引き上げたというのが大きな改正点でございます。

○四浦委員

淡白な報告をいただいて、よう中身がわからん。そこでちょっと重ねてお尋

ねしますが、前回、前々回ですね、3月議会の委員会でお尋ねしたときに、くじ引きが多いということで、まだ24年度は終わっていないんですが、何件ありますかというお尋ねをしたところ、15件でしたか、ありましたというふうなことで、くじ引きは相当回避はできたと思われませんが、今もう半年近く立っていますね、本年度。それがくじ引きはどの程度でございましたか。

○林入札監理課長

くじ引きの件数は9月の17日現在、4件でございました。

○四浦委員

念のため聞きますが、くじ引きをやったということは、1円も変わらないということだったからくじ引きになったということですね。

○林入札監理課長

同額の応札額でございました。

○四浦委員

相変わらずそういう傾向があるわけであります。前年度ほどではないけれどもということですよ。

それから、ちょっと業者サイドから見ますと、この入札制度が変わるといことは、業者にとっても非常に大きな変化であります。業者への説明会は持たれましたか。

○林入札監理課長

業者への説明会につきましては行っておりません。ホームページ等で確認ができるようにしております。

以上でございます。

○四浦委員

3月の委員会の記録で見ると、これはまあ総務部長がお答えになっているんですけれども、入札問題についていろいろ市民や業者などから御意見を聞く、いわゆる審議会とか委員会とかいうふうなものを持たれますよね。いうふうなことを持ったことがありますかと、そういう機会はいかがですかという問いに対して、ここ二、三年そういう機会は持っておりませんということですが、これも新年度はまだ持たれていないんですね。

○林入札監理課長

業者の方と直接会うような会議は持っておりません。

○四浦委員

総務部長の答弁は3月の委員会です。二、三年そういう機会を持っておりませんということですが、それよりずっと以前ということはあったわけでありましょうか。

○林入札監理課長

業者の方との説明会を持ったことはございませんが、先日商工会議所の建設部会のほうから出席の依頼がありましたので、出席させていただきました。その中で、入札制度に関する要望等をお聞きをするということはいいたしました。

○四浦委員

それはいいことを聞かせていただきました。その要望を聞く機会があったということですが、記録か何かは残っていますか。残っているとすれば今手元にありますか。

○林入札監理課長

内容につきましては報告起案を上げましたが、今手元にはありません。申しわけございません。

○四浦委員

なければなくていいですよ。いいけれども、記憶のほうはあるでしょうか。主なものでいいです。ちょっと二、三、どういう要望があったか言っていたければ。

○林入札監理課長

まず、先ほど申しあげました入札の最低ラインであります判断基準額や最低制限価格を、昨年比べて上げたわけでございますが、やはり業者のほうからもっと上げて欲しいという要望があったのは覚えております。

○四浦委員

県の制度だとか、入札のね、あるいは近隣の制度だとかいうふうなものを引き合いに出されて要望は言われておりませんか。

○林入札監理課長

その要望書の中では、近隣と比べてということは記憶にあったような気はいたします。

○四浦委員

それでは、ちょっともう一つ踏み込んでと言いますか、角度を変えてということでお聞きしますが、光市の場合は、入札から落札までの期間が、金額にもよるでしょうけれども、非常に長いということがこの地域では有名であります。

で、業者としては非常にこれが困るんですよね。何百人という従業員を抱えている中堅、大きな企業だったら何とか仕事のやり繰りがつけられるんだけれども、数人とか10数人とか20数人とか、零細企業、中小企業の場合は、なかなかそれが入札した事業が落札できるかどうかということがわからないまんま、もやもやするんです。次の仕事を入れていいものやらどうやら。次の仕事を入れる場合がありますからね。待っている期間が大分長い。

光市の場合、入札から落札までの期間はいかほどかかりますか。幅もあると思いますが、いかがですか。

○林入札監理課長

落札者の決定につきましては、基本的には入札を行い、その会場で落札者の発表をいたします。ただ、低入札になった場合については、今の対応が異なっております。低入札になった場合は、調査等の手続きがありますので、おおむね10日程度の日数を要しております。

○四浦委員

おおむねと言われましたが、もっと長くなっているケースがありますね。いかがですか。

○林入札監理課長

私が思っている日数は、10日程度だろうと思っております。

○四浦委員

今の低入札の場合を含めて、近隣の場合で言うと、周南市が非常に短いと言うか、業者のそういう苦難と言いますか、に配慮した制度をとっていて、文句なしにその日だと。つまり、午前中に入札したら落札は夕方には決まっているというふうに言われております。そういうところと光市は比較をしたことがありますか。

○林入札監理課長

近隣の市につきましては、周南市も含めて状況は把握をしております。周南市も言われたとおり、翌日には落札者の発表をしておるということでございます。

○四浦委員

もう一つ困るのは、仮に小さな事業所で、何日もかかって今言われたのは、おおむね10日と言った、もっと長いのを私は聞いています。

その落札が決まった。しかし、その間、仕事を休んで落札になるかどうかはわからんまんま待っとくわけにはいかない。別の仕事をやっぱり入れるんです。細い、小さな会社は、事業所はね。

で、入れたときに、小さな事業所のやっぱりその悲しさで、両方の仕事がこなせんような、そのときに残念ながら契約はできませんと、つまり落札ということにはなりませんというた場合に、どういうペナルティが課せられますか。

○林入札監理課長

落札をして、契約をしないということになりますと、光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱というのがございまして、その中で、指名停止措置基準というのを設けております。

その中の契約締結拒否ということに該当いたしまして、指名停止になると考えられます。

○四浦委員

指名停止というのはどれぐらいの期間になりますか。その基準から言えば。なお、それはどういう、何ですか、条例だとか要綱だとかいうものですか。

○林入札監理課長

指名停止の期間でございますが、当該認定した日から3カ月以上9カ月以内となっております。

先ほど申しました光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱の中に記載をされております。

○四浦委員

そういうふうなことになる、ちょっとその課長は簡単に答えておりますが、その事業所にとっては、業者にとっては非常に死活問題になるわけですね。で

は、これは入札管理室の仕事になるだろう、その後の仕事になるだろうと思うんですが、市の建設工事との契約において落札後に契約を締結しなかったとき、これが今答弁がありました指名停止が3カ月から9カ月以内ということになるということのようですが、そのときにどういう理由で契約ができないかということはお聞きになりますか。

○林入札監理課長

契約をしないという理由につきましては、事情徴収をして、幅が3カ月から9カ月となっておりますので最終的にその決定は指名審議会のほうでいたします。状況を勘案して停止期間は決定されると考えております。

○四浦委員

指名審議会には、いわゆる入札管理かからこの業者についての契約はそのどう言いますか、よいよ自分勝手にという人も中にはあるかもしれませんが、よう考えたらこのような事業は受けられんという人もおるかもわからないが、そうでない、さっき言うたような事例の場合は、指名審議会にきちんと伝えていますか。

○林入札監理課長

所管のほうで契約事務はいたしますので、所管のほうからその事情について確認して、指名審議会に諮るということであろうと思います。

○四浦委員

およそ流れはわかりましたが、そこで入札管理課の果たす役割ですか、きちんとその所管の思い、例えば建設部なら建設部、道路河川課なら河川課、いうような、下水道課なら下水道課、きちんとコンタクトをとっていますか。

○林入札監理課長

私がこの職に就いて契約をしなかった例がありませんので、そのような事情徴収をしたことはございません。

○四浦委員

課長がその部署に、今、入札監理課に課長がやっている段階では、そういう事例がなかったということですか。

○林入札監理課長

落札をして契約をしなかったという事例はございません。

○四浦委員

前任の課長からはそういう申し送りはなかったですか。

○林入札監理課長

ございませんでした。

以上でございます。

○四浦委員

事業所の中には、そういうことできちんと要綱にも光市の入札監理課が持っている要綱の中にうたわれているということがあるから、泣き泣き無理をするというようなことが、ずいぶんそれは無理の仕方はいろいろあるでしょう。自分のところだけで仕事がこなせないから、2つの仕事がこなせない。落札までを待っておくわけにはいかないから新しい仕事を入れたというふうなケースがあって、非常に恐怖なんですよ。

で、あと指名停止を受けたらたまらんから泣く泣く2つの仕事をこなすためにほかの業者とも請け負うてもろうてやるだとか、そういう苦勞をしておりますので、ぜひともさっきから議論しよるように、光市の場合はその落札から入札までの期間が長いからこういうことが危惧されるわけですから、これを短くすることと、それからもし仮にそういう事情で落札したが契約にまでは踏み切れないようになったという業者については、きちんとやっぱり事情を聞きながら、所管に申し送る、審議会にもきちんと伝えながら、措置を定めてもらうということを求めて終わります。